

# 建築動態統計調査提要

令和6年12月

国土交通省

# 建築動態統計調査目次

	頁
建築動態統計調査規則 . . . . .	1
建築動態統計調査規則施行要領 . . . . .	2 7
調査計画 . . . . .	3 1
建築物滅失統計調査要綱 . . . . .	3 9
建築物動態統計調査票記入要領 . . . . .	4 2
建築動態統計調査に関する解釈 . . . . .	6 1
建築物用途分類 . . . . .	6 7
〔参考〕建築基準法令 . . . . .	8 4

## 建築動態統計調査規則

昭和25年12月22日建設省令第44号
改正昭和26年8月10日建設省令第27号
改正昭和27年10月16日建設省令第33号
改正昭和30年5月10日建設省令第12号
改正昭和31年3月30日建設省令第5号
改正昭和32年3月29日建設省令第2号
改正昭和33年4月30日建設省令第15号
改正昭和34年3月17日建設省令第2号
改正昭和34年12月23日建設省令第35号
改正昭和36年11月14日建設省令第33号
改正昭和38年12月28日建設省令第26号
改正昭和45年12月17日建設省令第26号
改正昭和47年3月31日建設省令第9号
改正昭和47年12月27日建設省令第35号
改正昭和50年11月28日建設省令第18号
改正昭和53年3月1日建設省令第1号
改正昭和57年3月3日建設省令第2号
改正昭和63年4月1日建設省令第5号
改正平成元年3月27日建設省令第3号
改正平成6年2月23日建設省令第4号
改正平成11年4月26日建設省令第14号
改正平成11年9月27日建設省令第41号
改正平成11年10月1日建設省令第45号
改正平成12年11月20日建設省令第41号
改正平成13年5月31日国土交通省令第95号
改正平成15年2月14日国土交通省令第13号
改正平成16年6月18日国土交通省令第70号
改正平成19年3月28日国土交通省令第20号
改正平成20年12月24日国土交通省令第103号
改正平成21年3月30日国土交通省令第15号
改正令和2年5月15日国土交通省令第48号
改正令和3年3月31日国土交通省令第27号
改正令和4年4月28日国土交通省令第44号
改正令和5年2月28日国土交通省令第4号
改正令和6年10月1日国土交通省令第89号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百

一号)第十五条第四項の規定に基き、建築動態統計調査規則を次のように定める。

## 目 次

第一章 建築着工統計調査（第一条—第十三条）

第二章 建築物滅失統計調査（第十四条—第二十六条）

附則

### 第一章 建築着工統計調査

#### （着工調査の目的）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である建築着工統計を作成するための調査（以下「着工調査」という。）は、全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

#### （用語の意義）

第二条 この章で「建築物」とは、建築基準法（以下「法」という。）第二条第一号に定めるものをいう。

2 この章で「住宅」とは、家計を営む者が、独立して居住することができるように設備された一棟若しくは数棟の建築物又は区画されたその一部をいう。

#### （着工調査の区分）

第三条 着工調査は、次に掲げる調査区分により行う。

一 建築物着工統計調査

二 住宅着工統計調査

三 建築工事費調査

#### （着工調査の範囲）

第四条 建築物着工統計調査は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に係る建築物について行う。

2 住宅着工統計調査は、前項の建築物のうち住宅について行う。

3 建築工事費調査は、第一項の建築物のうち国土交通大臣の定める標本抽出方法により、国土交通大臣が毎月抽出したものについて行う。

#### （着工調査の時期）

第五条 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出を受理したとき（法第六条第一項又は第十八条第二項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあつては、法第六条第四項若しくは第六条の二第五項又は第十八条第三項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付したとき）に行う。

2 建築工事費調査は、前条第三項の規定により抽出した建築物の建築の工事が完了した日現在によって行う。

#### （着工調査の調査事項）

第六条 着工調査は、次に掲げる事項について行う。

一 建築物着工統計調査

- (一) 着工予定期日
- (二) 工事の予定期間
- (三) 敷地の位置
- (四) 建築主
- (五) 工事種別
- (六) 工事部分の構造
- (七) 建築物の用途
- (八) 建築物の数
- (九) 新築工事の場合における階数（地上の階数、地下の階数の別）
- (十) 新築工事の場合における敷地面積
- (十一) 工事部分の床面積の合計
- (十二) 建築工事費予定額

## 二 住宅着工統計調査

- (一) 着工予定期日
- (二) 工事の予定期間
- (三) 敷地の位置
- (四) 新設又はその他の別
- (五) 工事部分の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別）
- (六) 住宅の建築工法（在来工法、プレハブ工法、枠組壁工法の別）
- (七) 住宅の種類（専用住宅、併用住宅、その他の住宅の別）
- (八) 住宅の建て方（一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別）
- (九) 利用関係（持家、貸家、給与住宅、分譲住宅の別）
- (十) 住宅の戸数
- (十一) 工事部分の床面積の合計
- (十二) 新設住宅の資金（民間資金住宅、公営住宅、住宅金融支援機構住宅、都市再生機構住宅、その他の別）
- (十三) 建築を伴う除却住宅戸数
- (十四) 建築を伴う除却住宅の利用関係（持家、貸家、給与住宅の別）

## 三 建築工事費調査

- (一) 工事の変更
- (二) 着工日
- (三) 工事の完了日
- (四) 実施床面積
- (五) 工事実施額

（着工調査に係る調査票の作成及び送付）

第七条 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、調査票を当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第四十号様式に記載された着工予定期日（以下単に「着

工予定期日」という。)の属する月ごとに作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

#### 第八条 削除

第九条 建築物（第四条第三項の規定により国土交通大臣が抽出した建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）の工事施工者は、当該建築物について別記第一号様式の調査票を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する月の翌々月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

- 一 当該建築物の建築の工事が完了した場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該工事が完了した日
- 二 当該建築物の建築の工事が着工予定期日から一年以内に中止された場合 当該工事が中止された日
- 三 当該建築物の建築の工事が着工予定期日から一年を経過しても着手されない場合 当該着工予定期日から一年を経過した日

2 建築物の工事施工者は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建築物について同項の調査票を作成し、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日以降四月を経過する日の属する月の末日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

- 一 当該建築物の建築の工事が着工予定期日から三月以内に完了した場合 当該工事が完了した日
- 二 当該建築物の建築の工事が着工予定期日から三月以内に中止された場合 当該工事が中止された日

#### 第十条 削除

（着工調査に係る結果の公表）

第十一条 国土交通大臣は、第七条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、速やかに公表する。

第十二条 国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年九月末日までに公表する。

（着工調査に係る関係書類の保存）

第十三条 国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票、第十一条に規定する集計結果並びに前条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条において同じ。）で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

### 第二章 建築物滅失統計調査

（滅失調査の目的）

第十四条 建築物滅失統計調査（以下「滅失調査」という。）は、建築物の滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

（用語の意義）

第十五条 この章で「建築物」及び「住宅」とは、第二条に規定するものをいう。

(滅失調査の区分)

第十六条 滅失調査は、左に掲げる調査区分によつて行う。

- 一 建築物除却統計調査
- 二 建築物災害統計調査

(災害報告の手続)

第十七条 法第十五条第三項の規定による災害による滅失又は損壊の報告（以下「災害報告」という。）は、毎月分につき取りまとめ翌月五日までに別記第二号様式により行う。

- 2 災害報告において補正の必要がある場合においては翌月末日までに、別記第二号様式に「災害補正」と明記して報告しなければならない。

(滅失調査の範囲)

第十八条 建築物除却統計調査は、法第十五条第一項の規定による建築物を除却しようとする旨の届出（以下「除却の届出」という。）に係る建築物について行う。

- 2 建築物災害統計調査は、災害報告に係る建築物について行う。

(滅失調査の時期)

第十九条 建築物除却統計調査は、除却の届出を受理したとき、建築物災害統計調査は、災害報告を受けたときに行う。

(滅失調査の調査事項)

第二十条 滅失調査は、左に掲げる事項について行う。

- 一 建築物除却統計調査

- (一) 除却予定期日
- (二) 除却場所
- (三) 構造
- (四) 建築物の用途
- (五) 住宅の戸数
- (六) 建築物の数
- (七) 建築物の床面積の合計
- (八) 建築物の評価額
- (九) 除却原因

- 二 建築物災害統計調査

- (一) 被災市区町村名
- (二) 災害種別（火災、震災、風水災、その他の別）
- (三) 被害区分（全焼、全壊、全流失、半焼、半壊、半流失の別）
- (四) 建築物の数
- (五) 住宅の戸数
- (六) 床面積の合計
- (七) 構造
- (八) 建築物の用途
- (九) 火災件数

(十) 建築物の損害見積額

(滅失調査に係る調査票の作成及び送付)

第二十一条 都道府県知事は、除却の届出及び災害報告に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、毎月分について建築物除却統計調査票及び建築物災害統計調査票を作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

第二十二条 都道府県知事は、第十七条第二項の災害補正報告に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、当該報告を受けた月毎月分について建築物災害統計調査票を作成し、「災害補正」と明記して、これを翌々月十日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

(滅失調査に係る結果の公表)

第二十三条 国土交通大臣は、第二十一条及び前条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、翌々月末日までに公表する。

第二十四条 国土交通大臣は、第二十一条及び第二十二条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年九月末日までに公表する。

(滅失調査に係る関係書類等の保存)

第二十五条 都道府県知事は、第十七条の報告書を二年間保存しなければならない。

第二十六条 国土交通大臣は、第二十一条及び第二十二条の規定により送付を受けた調査票、第二十三条に規定する集計結果並びに第二十四条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則（令和二年五月十五日国土交通省令第四十八号）

- 1 この省令は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる建築物についてこの省令の施行後行う建築動態統計調査規則第三条第三号の調査については、この省令による改正後の建築動態統計調査規則の規定（第十二条及び第二十四条を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。
  - 一 令和二年十二月三十一日までに建築の工事が完了した建築物
  - 二 令和二年十二月三十一日までに建築の工事が中止された建築物
  - 三 着手予定期日が令和元年十二月三十一日以前である建築物であって、当該着手予定期日から一年を経過しても建築の工事が着手されなかったもの
- 3 第九条第一項各号に定める日が令和三年一月一日から令和四年四月三十日までの間にある場合における同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する月の翌々月十三日」とあるのは、「令和四年六月三十日」とする。
- 4 第九条第二項各号に定める日が令和三年一月一日から令和四年一月三十一日までの間にある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日以後四月を経過する日の属する月の末日」とあるのは、「令和四年六月三十日」とする。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省令第二十七号）  
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月二十八日国土交通省令第四十四号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二十八日国土交通省令第四号）  
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年十月一日国土交通省令第八十九号）  
（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第四十号様式及び第四十一号様式は、着工又は除却の予定期日が令和七年一月一日以後である建築物について適用し、当該予定期日が同日前である建築物については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

工事施工者名 :
所属部署名 :
フリガナ
記入者氏名 :

電話番号:    —       — (内線番号        )
--------------------------------------

今回調査対象となった建築工事について、次の問1～5を記入してください。

<p>問1 工事の変更(1) ※該当する場合には、 □に○を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工事中止      <input type="checkbox"/> 1年以上未着工</p> <p>いづれかに○を記入した場合は、調査はこれで終わりです。 工事を行った場合(又は工事中の場合)には、 工事の完了後に、問2以降を記入してください。</p>													
<p>問2 工事の変更(2) ※該当する場合には、 □に○を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 木造から非木造、非木造から木造への構造変更あり</p>													
<p>問3 着工日</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>					年			月			日		
				年			月			日				
<p>問4 工事の完了日</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>					年			月			日		
				年			月			日				
<p>問5 実施床面積</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">万</td> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">m<sup>2</sup></td> </tr> </table>					万				m <sup>2</sup>				
				万				m <sup>2</sup>						
<p>問6 工事実施額</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">億</td> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">万</td> <td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td><td style="width: 40px;"> </td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> </table>					億				万				円
				億				万				円		

## 建築物災害報告書

( 年 月分)

知事殿 _____ 年 月 日 市区町村長名 _____ 建築基準法第15条第3項の規定により、災害による建築物の滅失又は損壊を報告します。							受付年月日番号 ※		
1 被災市区町村名									
2 災害種別		火災・風水災・震災その他		3 火災件数					
7 建の 築用途	4 被害区分		全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計	8 建築物の 損害見積額 (万円)	
	5 建築物の数の 住宅の戸数の 床面積の合計		建築物 の 数	床 面 積 の 合 計	建築物 の 数	床 面 積 の 合 計	建築物 の 数		床 面 積 の 合 計
	6 構造		住宅の 戸 数	(平方メ ートル)	住宅の 戸 数	(平方メ ートル)	住宅の 戸 数		(平方メ ートル)
居  住	木 造	棟 ----- 戸		棟 ----- 戸		棟 ----- 戸			
	そ の 他	棟 ----- 戸		棟 ----- 戸		棟 ----- 戸			
そ  の  他	木 造	棟		棟		棟			
	そ の 他	棟		棟		棟			
合  計	木 造	棟		棟		棟			
	そ の 他	棟		棟		棟			
	計	棟		棟		棟			

- (注) イ、※欄は記入しないこと。  
 ロ、2、4欄は該当文字を○印にて囲むこと。  
 ハ、この書は災害種別ごとに作成のこと。  
 ニ、市の中、区のある市において、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

国総情建第71号  
令和6年10月1日

都道府県知事殿

国土交通省大臣官房政策立案総括審議官  
(公 印 省 略)

国土交通大臣が定める調査票について（通知）

建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）第七条及び第二十一条に規定する国土交通大臣が定める調査票を別記第一号の一様式、別記第一号の二様式、別記第二号の一様式、別記第二号の二様式及び別記第三号様式のとおり定める。

別記第一号の二様式及び別記第二号の二様式については、令和7年1月分の調査から適用する。

調査票はオンラインシステムにより国土交通大臣に提出する。ただし、別記第三号様式については、令和7年4月分の調査からオンラインシステムにより国土交通大臣に提出する。

なお、別記第一号の二様式については、統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十条の規定に基づき、「2種類以上の用途分類」、「2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積」、「消費税」及び「物件名」の記入欄を設けているので、調査票作成に当たってご留意願います。

<本件連絡先>

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室  
電話：03-5253-8344（直通）

別記第一号の様式

着工予定日（年）	着工予定日（月）	作成者氏名	(1)市区町村	(2)市区町村一連番号	(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置（都市計画）	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]

(14)建築工事費予定額 [万円]	(15)新築工事の場合に おける階数（地上の階 数）	(15)新築工事の場合に おける階数（地下の階 数）	(16)新築工事の場合に おける敷地面積[平方 メートル]	(17)新設又はその他の 別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積 の合計[平方メートル]	(25)建築を伴う除却住 宅戸数[戸]	(26)建築を伴う除却住 宅の利用関係	(27)建築工事届受理番 号

別記第一号の二様式

着工予定日（年）	着工予定日（月）	作成者氏名	(1)市区町村	(2)市区町村一連番号	(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種類	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置（都市計画）	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類（主要用途）	(9-2)建築物の用途分類（用途区分）	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計〔平方メートル〕	(14)建築工事費予定額〔万円〕	(15)新築工事の場合における階数（地上の階数）	(15)新築工事の場合における階数（地下の階数）

(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]	(25)建築を伴う除却住宅戸数[戸]	(26)建築を伴う除却住宅の利用関係	(27)建築工事届受理番号	2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名

別記第二号の一様式

調査年	調査月	調査番号	調査期日（年）	調査期日（月）	調査期日（日）	作成者氏名	持ち込み種類別	都道府県	市区郡

県市区コード	市区郡内一連番号	建築物の用途	除却原因	構造	建築物の数	住宅の戸数	床面積の合計	建築物の評価額

別記第二号の二様式

調査年	調査月	調査番号	調査期日（年）	調査期日（月）	調査期日（日）	作成者氏名	持ち込み種類別	都道府県	市区郡

県市区コード	市区郡内一連番号	建築物の用途	除却原因	構造	建築物の数	住宅の戸数	床面積の合計	建築物の評価額	物件名

## 建築物災害統計調査票

1. 被災市区町村名		都道府県		市区郡 コード	市区郡町村		令和 年 月分			
					〇〇市〇〇区/ 〇〇郡〇〇町		調査番号	第 号		
2. 災害種別									調査期日	令和 年 月 日
3. 火災件数		件							作成者 氏名	
7 建築物の用途	4 被害区分					計		8 建築物の 損害見積額 (万円)		
		5 建築物の数 住宅の戸数 床面積の合計		建築物の数 床面積の合計		建築物の数 床面積の合計				
	6 構造		建築物 の数	床面積 の合計	建築物 の数	床面積 の合計	建築物 の数		床面積 の合計	
		住宅の 戸数	平方メ ートル	住宅の 戸数	平方メ ートル	住宅の 戸数	平方メ ートル			
居 住	木 造	棟		棟		0 棟		0		
		戸		戸		0 戸				
住	そ の 他	棟		棟		0 棟		0		
		戸		戸		0 戸				
そ の 他	木 造	棟		棟		0 棟	0			
	そ の 他	棟		棟		0 棟	0			
合 計	木 造	0 棟	0	0 棟	0	0 棟	0	0		
	そ の 他	0 棟	0	0 棟	0	0 棟	0			
	計	0 棟	0	0 棟	0	0 棟	0			

(注)この票は災害種類ごとに作成する。

建築着工統計調査の建築工事費調査の標本抽出方法について

建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）第四条第三項に規定する国土交通大臣が定める標本抽出方法を別紙 1 のとおり定める。

別紙 1 に掲げる方法による標本抽出は、令和二年七月一日から行う。

なお、工事の完了予定期日が令和二年十二月三十一日以前である建築物に係る標本抽出については、別紙 2 に掲げる補正調査の標本抽出方法により行う。

## (別紙1) 建築工事費調査の標本抽出方法

建築物着工統計調査により報告される建築物( )を工事費予定額別に分類し、建築工事届に係る建築物から次の条件に基づき抽出

- ・工事費予定額 20 億円以上の建築物については全数調査
- ・工事費予定額 20 億円未満の建築物については、構造別(木造/非木造)、工事費予定額階級別(しきい値 1 億円の 2 区分)に分類し、各層ごとに無作為抽出

( ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出(以下「建築工事届」という。)に係る建築物

### 【抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の建築物について、工事費予定額によるネイマン配分により抽出率を設定

なお、都道府県知事は、上記の方法により国土交通大臣が抽出した建築物について、当該建築物の建築工事届の写しを国土交通大臣に送付する。

(別紙2) 補正調査の標本抽出方法

- (一) 補正調査は別表 - 1 に掲げる市区において実施する。
- (二) 補正調査の対象となる建築物は、別表 2 の抽出率によって抽出された建築物とする。

補正調査実施市区名一覧表

都道府県名	市 区 名	市区数
北海道	中央、北、東、白石、小樽、釧路、北見、岩見沢、 留萌、稚内	10
青 森	青森、弘前、黒石、十和田	4
岩 手	盛岡、奥州、北上、遠野、一関、釜石	6
宮 城	青葉、宮城野、若林、太白、石巻、大崎、白石	7
秋 田	秋田、大館、男鹿、大仙	4
山 形	山形、酒田、寒河江、村山、天童	5
福 島	福島、郡山、白河、相馬	4
茨 城	水戸、土浦、結城、ひたちなか	4
栃 木	宇都宮、足利、佐野、日光、小山、大田原	6
群 馬	前橋、高崎、伊勢崎、沼田、渋川、富岡	6
埼 玉	浦和、南、緑、岩槻、熊谷、行田、飯能、本庄	8
千 葉	中央、花見川、稲毛、若葉、市川、木更津、野田、茂原	8
東 京	千代田、港、文京、江東、世田谷、杉並、荒川、足立、 立川、調布、小金井、昭島	12
神奈川	鶴見、中、保土ヶ谷、金沢、戸塚、川崎、中原、多摩、 麻生、鎌倉、小田原、逗子、三浦、厚木	14
新 潟	北、中央、秋葉、西、三条、新発田、小千谷、十日町	8
富 山	富山、魚津、滑川、砺波	4
石 川	金沢、七尾、輪島、加賀	4
福 井	福井、敦賀、小浜、勝山	4

都道府県名	市 区 名	市 区 数
山 梨	甲府、富士吉田、都留、大月	4
長 野	長野、松本、岡谷、諏訪、小諸、駒ヶ根、大町、茅野	8
岐 阜	岐阜、大垣、多治見、中津川、瑞浪、恵那	6
静 岡	葵、清水、中、西、北、天竜、三島、伊東、焼津、 藤枝、袋井、掛川	1 2
愛 知	千種、北、中、熱田、豊橋、瀬戸、豊川、刈谷、 西尾、常滑、小牧	1 1
三 重	津、四日市、松阪、名張、亀山、伊賀	6
滋 賀	大津、長浜、近江八幡、草津	4
京 都	北、上京、中京、下京、右京、福知山、綾部、宮津	8
大 阪	北、福島、西、天王寺、東成、城東、岸和田、吹田、 貝塚、泉佐野、富田林、松原、箕面	1 3
兵 庫	東灘、兵庫、須磨、尼崎、洲本、相生、たつの、三木、 小野、加西	1 0
奈 良	奈良、天理、五條	3
和歌山	和歌山、海南、御坊、新宮	4
鳥 取	鳥取、米子、境港	3
島 根	松江、浜田、益田、安来	4
岡 山	北、中、津山、笠岡、総社、高梁	6
広 島	中、南、安佐北、安芸、呉、三原、府中	7
山 口	宇部、山口、下松、周南、山陽小野田	5

都道府県名	市 区 名	市 区 数
徳 島	徳島、鳴門、阿南	3
香 川	高松、丸亀、善通寺、観音寺	4
愛 媛	松山、宇和島、新居浜、大洲	4
高 知	高知、室戸、安芸、四万十	4
福 岡	門司、八幡東、八幡西、東、中央、西、早良、大牟田、 飯塚、柳川、朝倉、筑後、行橋、中間	14
佐 賀	佐賀、唐津、多久、武雄	4
長 崎	長崎、佐世保、諫早、五島	4
熊 本	中央、東、西、南、北、人吉、水俣、天草	8
大 分	大分、佐伯、津久見	3
宮 崎	宮崎、都城、日南、日向	4
鹿児島	鹿児島、阿久根、南さつま	3
沖 縄	那覇、うるま、石垣、浦添	4
計		291

補正調査標本抽出率表

都道府県名	木造	非木造	都道府県名	木造	非木造
北海道	1/40	1/25	滋賀	1/40	1/20
青森	1/40	1/15	京都	1/40	1/20
岩手	1/40	1/15	大阪	1/40	1/30
宮城	1/40	1/15	兵庫	1/40	1/30
秋田	1/40	1/15	奈良	1/40	1/15
山形	1/40	1/15	和歌山	1/40	1/15
福島	1/40	1/15	鳥取	1/40	1/15
茨城	1/40	1/20	島根	1/40	1/15
栃木	1/40	1/15	岡山	1/40	1/15
群馬	1/40	1/20	広島	1/40	1/15
埼玉	1/40	1/30	山口	1/40	1/15
千葉	1/40	1/30	徳島	1/40	1/15
東京	1/40	1/40	香川	1/40	1/15
神奈川	1/40	1/30	愛媛	1/40	1/15
新潟	1/40	1/20	高知	1/40	1/15
富山	1/40	1/15	福岡	1/40	1/30
石川	1/40	1/15	佐賀	1/40	1/15
福井	1/40	1/15	長崎	1/40	1/15
山梨	1/40	1/10	熊本	1/40	1/15
長野	1/40	1/20	大分	1/40	1/15
岐阜	1/40	1/20	宮崎	1/40	1/15
静岡	1/40	1/25	鹿児島	1/40	1/15
愛知	1/40	1/30	沖縄	1/10	1/100
三重	1/40	1/20			

# 建築動態統計調査規則施行要領

## 一 一般的事項

- (一) 建築動態統計調査の実施に関する都道府県の事務は、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、及び建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号、以下「規則」という。）によるほか、本要領によるものとする。
- (二) 建築動態統計調査は、建築着工統計調査と建築物滅失統計調査からなっており、これらの種類、内容及び規則との対応関係は別表-1のとおりである。
- (三) 調査又は報告は、10㎡を超えるすべての建築の工事、除却の工事又は災害によって滅失及び損壊した建築物について行う。
- (四) 調査票は、着工予定期日、除却予定期日又は災害のあった日が属する月分を当該月分として作成する。
- (五) 調査票は各1部作成し、作成対象月の毎翌月13日までに必着するように国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室建築統計係に郵送又は携行する。ただし、調査事項を明確に判別できるように記録する場合には、調査票に代えて、磁気テープ又はMO等の磁気媒体により提出しても良い。
- (六) 調査票を郵送又は携行するときは、必ず様式-1の送付目録を添えて紛失脱漏のないように注意すること。
- (七) 調査に必要な事項は次に定めるもののほか、別添の「建築動態統計調査票記入要領」による。

## 二 建築着工統計調査

- (一) 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査（以下「建築着工統計調査」という。）の調査票の作成は、建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (二) 建築工事届の受理にあたっては次の点に留意すること。
  - 1 建築工事届を受理したときに一連の受理番号を付す。
  - 2 建築工事費予定額等調査事項の記入漏れのないよう指導する。
- (三) 建築着工統計調査票は建築物着工統計欄と住宅着工統計欄に分かれており、これの記入は次のように行う。
  - 1 建築工事届に記載のある建築物の1棟につき建築物着工統計欄の1行に記入する。
  - 2 1の建築物に住宅の全部又は一部が含まれる場合は、住宅着工統計欄にも記入する。
  - 3 2の場合で1棟の中に利用関係が異なる住宅があるときは、利用関係ごとに1欄ずつ記入する。

### 三 補正調査

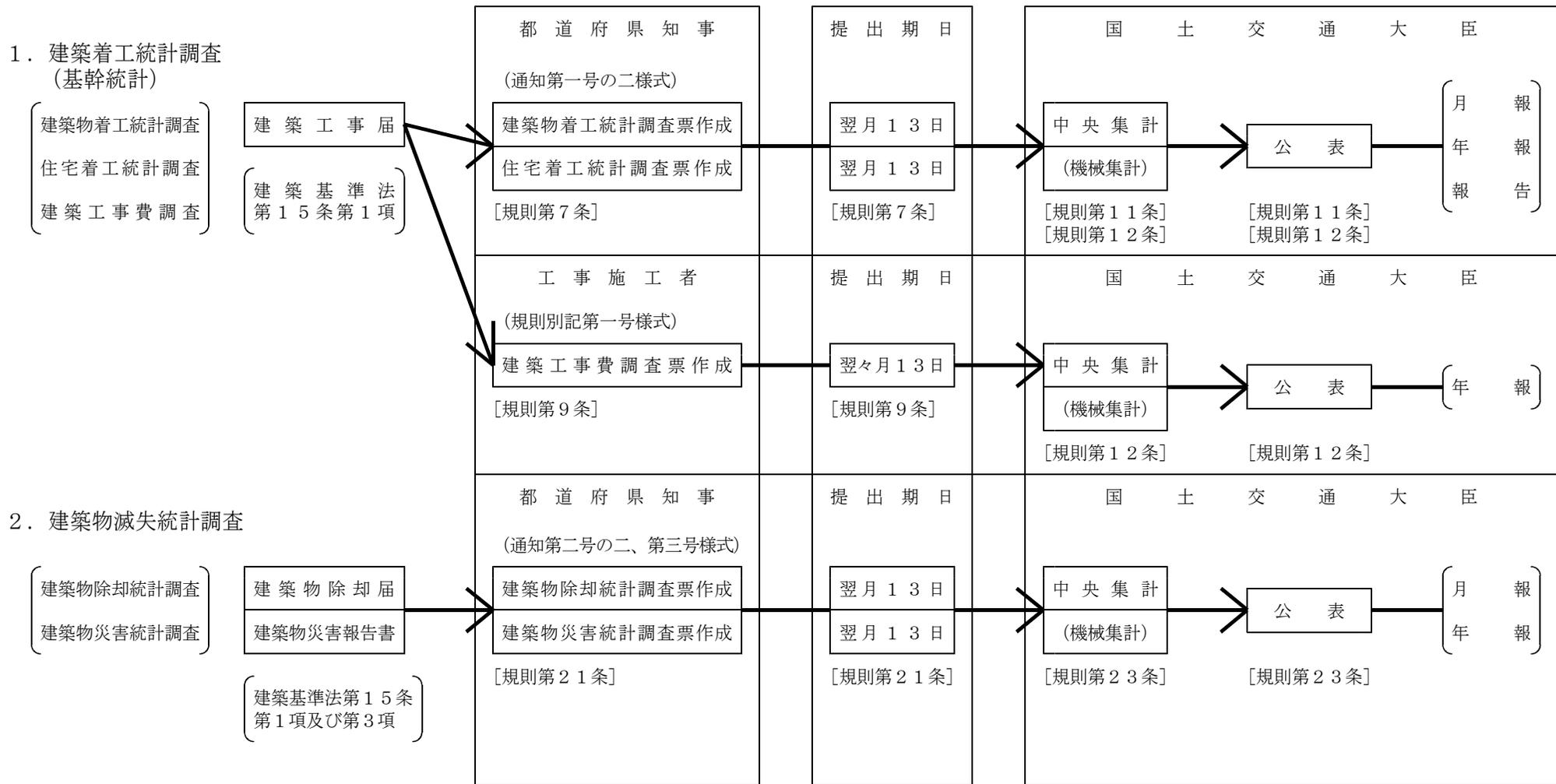
- (一) 補正調査は別表－２に掲げる市区において実施する。
- (二) 補正調査の対象となる建築物は、別表－３の抽出率によって抽出された建築物とする。
- (三) 補正調査の調査事項のうち、実施床面積及び工事実施額は、原則として実地調査によって記入し、その他の調査事項は、調査の対象となる建築物が記載されている建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (四) 補正調査の実地調査は、原則として建築基準法第７条第４項の規定による検査に併せて行うこととし、同条第１項の規定による申請のない場合には工事完了後速やかに実地調査を行う。

### 四 建築物滅失統計調査

- (一) 建築物除却統計調査票の作成は、建築基準法第１５条第１項の規定による建築物除却届又は建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (二) 建築物災害統計調査票の作成は、建築基準法第１５条第３項の規定による建築物災害報告書から必要事項を転記することによって行う。

別表－1

建築動態統計調査



(注) 「規則」とは、建築動態統計調査規則をいう。「通知」とは、国土交通大臣が定める調査票について(令和6年10月1日国総情建第71号)をいう。

第 年 月 日 号

国土交通省総合政策局  
情報政策課建設経済統計調査室長 あて

都 道 府 県 部長

建築動態統計調査規則に基づく報告について

標記について、 年 月分を下記のとおり提出いたします。

記

- |              |   |
|--------------|---|
| 一、建築着工統計調査票  | 枚 |
| 一、建築物除却統計調査票 | 枚 |
| 一、建築物災害統計調査票 | 枚 |

## 調査計画

### 1 調査の名称

建築着工統計調査

### 2 調査の目的

全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 ■その他)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出(以下「建築工事届」という。)に係る建築物

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 約54万(令和4年度計)

③建築工事費調査票 : 約10,000(母集団の大きさ: 約54万(令和4年度計))

(2) 報告者の選定方法 (■全数 ■無作為抽出(■全数階層あり) □有意抽出)

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

建築工事届に係る建築物の情報

③建築工事費調査票

①の建築物を工事費予定額別に分類し、建築工事届に係る建築物から次の条件に基づき抽出

- ・工事費予定額20億円以上の建築物については全数調査
- ・工事費予定額20億円未満の建築物については、構造別(木造/非木造)、工事費予定額階級別(しきい値1億円の2区分)に分類し、各層ごとに無作為抽出

#### 【抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の建築物について、工事費予定額によるネイマン配分により抽出率を設定

なお、都道府県知事は、上記の方法により国土交通大臣が抽出した建築物について、当該建築物の建築工事届の写しを国土交通大臣に送付する。

(3) 報告義務者

- ①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 建築工事届を提出する建築主  
③建築工事費調査票 : 4 (2) に掲げる方法により抽出した建築物の工事施工者

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

#### ①建築物着工統計調査票

- (1) 着工予定期日
- (2) 工事の予定期間
- (3) 敷地の位置
- (4) 建築主
- (5) 工事種別
- (6) 構造
- (7) 建築物の用途
- (8) 建築物の数
- (9) 新築の場合における階数 (地上の階数、地下の階数の別)
- (10) 新築工事の場合における敷地面積
- (11) 床面積の合計
- (12) 工事費予定額

[集計しない事項の有無] 無 有

#### ②住宅着工統計調査票

- (1) 着工予定期日
- (2) 工事の予定期間
- (3) 敷地の位置
- (4) 工事別 (新設、その他の別)
- (5) 住宅の構造 (木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別)
- (6) 住宅の建築工法 (在来工法、プレハブ工法、枠組壁工法の別)
- (7) 住宅の種類 (専用住宅、併用住宅、その他の住宅の別)
- (8) 建て方 (一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別)
- (9) 利用関係 (持家、貸家、給与住宅、分譲住宅の別)
- (10) 住宅の戸数
- (11) 住宅の床面積の合計
- (12) 新設住宅の資金 (民間資金住宅、公営住宅、住宅金融支援機構住宅、都市再生機構住宅)

(13) 建築を伴う除却住宅戸数

(14) 建築を伴う除却住宅の利用関係（持家、貸家、給与住宅の別）

〔集計しない事項の有無〕 無 有

③建築工事費調査票

(1) 工事の変更

(2) 着工日

(3) 工事の完了日

(4) 実施床面積

(5) 工事実施額

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・「着工日」及び「工事の完了日」については、工事の完了予定期日と完了時期のずれを把握し、これを基に工事の進捗パターンの変化を機動的に捉え、建設工事進捗率調査の実施時期の参考とするため把握するものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

都道府県知事が建築工事届を受理した日（建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあつては、法第6条第4項若しくは第6条の2第10項又は第18条第3項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付した日）

③建築工事費調査票

建築物の工事が完了した日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

国土交通省 — 都道府県 — 報告者

③建築工事費調査票

配布：国土交通省 — 民間事業者 — 報告者

収集：報告者 — 国土交通省

(2) 調査方法

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（都道府県調査）

〔調査方法の概要〕

都道府県は、報告者から提出された建築工事届に基づき建築物着工統計調査票及び住宅着工統計調査票を作成する。都道府県は、当該調査票を審査し、国土交通大臣にオンラインシステム又は電子メールにより提出する。なお、オンラインシステムの利用に際しては、ID・パスワードによる利用者認証機能を設けるとともに、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、都道府県ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講じることとする。

### ③建築工事費調査票

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）  
調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

国土交通省が委託する民間事業者は、報告者にオンライン調査回答用のQRコードを配布する。

国土交通省は、オンラインシステムを用意するとともに、ホームページ上に電子調査票を用意し、報告者は、いずれかに入力又は記入し、オンラインシステム又は電子メールにより提出する。電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講じることとする。

#### 【民間事業者の業務委託の内容】

配布、回収、督促等

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

#### ①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

#### ③建築工事費調査票

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### ①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の13日

### ③建築工事費調査票

調査票の提出期限は、調査対象月の翌々月の13日（調査対象月が着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日）

なお、調査周期は1年であるが、報告者負担の平準化の観点から、毎月報告を求めるものとする。

## 8 集計事項

別添「集計事項一覧」を参照。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(2) 公表の期日

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票：調査実施月の翌月末日

年計については、調査年の翌年2月、年度計については、調査年度の翌年度4月

③建築工事費調査票：調査実施年の翌年9月末日

## 10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、建築工事届に係る建築物を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は2年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年

保存責任者：国土交通大臣

## 12 立入検査等の対象とすることができる事項

統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、

5（1）に掲げる報告を求める事項とする。

集計事項

(1)建築物着工統計調査

集計事項 (■は年次及び年度次のみ集計)	全国計表	都道府県別 計表	市部計表	郡部計表	都道府県別 市部計表	東京都特別 区部及び政 令指定市別 表	都道府県別 郡部計表	市区町村別 表
(1) 着工建築物用途別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●	●	●	●				
(2) 着工建築物建築主別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●							
(3) 着工建築物用途別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●	●	●	●				
(4) 着工建築物用途別（大分類）、地上の階数別、構造別（新築工事）（建築物の数、床面積の合計、敷地面積）	●	●	●		●	■		
(5) 着工建築物都道府県別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●						
(6) 着工建築物都道府県・市区町村別、構造別（建築物の数（市区町村別表については年次及び年度次のみ集計）、床面積の合計、工事費予定額（市区町村別表を除く））		●			●		●	●
(7) 着工建築物都道府県・市区町村別、用途別（大分類）（建築物の数（市区町村別表については年次及び年度次のみ集計）、床面積の合計、工事費予定額（市区町村別表を除く））		●			●		●	●
(8) 着工建築物構造別（鉄筋コンクリート造）、用途別、規模別（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●				
(9) 着工建築物構造別（鉄骨鉄筋コンクリート造）、用途別、規模別（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●				
(10) 着工建築物構造別、工事期間別、規模別（建築物の数、床面積の合計）	■		■	■				
(11) 着工建築物用途別、工事種別（工事件数、建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●	●	●	●				
(12) 着工建築物用途別（大分類）、敷地面積規模別（新築工事）（工事件数、建築物の数、敷地面積）	■	■	■		■	■		
(13) 着工建築物用途別（大分類）、構造別、敷地利用率別（床面積の合計／敷地面積）（新築工事）（工事件数、床面積の合計、敷地面積）	■	■	■	■				
(14) 着工建築物構造別（鉄骨造）、用途別、規模別（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●				
(15) 着工多用途建築物用途別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●	●	●					
(16) 着工多用途建築物用途別（大分類）、地上の階数別、構造別（新築工事）（建築物の数、床面積の合計、敷地面積）	●	●	●		●	■		
(17) 着工建築物用途別、会社資本規模別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●							
(18) 着工建築物都市計画別、用途別（大分類）、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●	●						
(19) 着工建築物用途別、地下の階数別（地下を有する新築工事）（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額、敷地面積）	●	●						

## (2)住宅着工統計調査

集計事項 (■は年次及び年度次のみ集計)	全国計表	都道府県別 計表	市部計表	郡部計表	都道府県別 市部計表	東京都特別 区部及び政 令指定市別 表	都道府県別 郡部計表	市区町村別 表	都市別表
(1) 着工住宅工事別、利用関係別、構造別 (戸数・件数、床面積の合計)	●								
(2) 着工新設住宅資金別、利用関係別、建築主別 (戸数、床面積の合計)	●	●	●						
(3) 着工新設住宅利用関係別、構造別、住宅の種類別 (戸数、床面積の合計)	●								
(4) 着工住宅工事別、利用関係別、住宅の種類別、建て方別 (戸数・件数、床面積の合計)	●	●	●	●					
(5) 着工住宅工事別、工事種別、利用関係別 (戸数・件数、床面積の合計)	●	●	●	●	●		●		
(6) 着工住宅都道府県別、工事別、利用関係別 (戸数・件数、床面積の合計)		●			●		●		●
(7) 着工住宅都道府県別、工事別、住宅の種類別、建て方別 (戸数・件数、床面積の合計)		●			●		●		●
(8) 着工新設住宅利用関係別、資金別、建て方別 (戸数、床面積の合計)	●	●	●	●				●	
(9) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)	●	●	●		●			●	
(10) 着工新設住宅利用関係別、規模別、住宅の種類別、建て方別 (戸数)	●	●	●	●	●		●		●
(11) 着工新設住宅規模別、資金別、利用関係別、構造別 (戸数、床面積の合計)	■	■							●
(12) 着工新設住宅利用関係別、建築を伴う除却住宅の利用関係別 (建築により除却住宅を伴う新設住宅着工戸数、建築を伴う除却住宅戸数)	■	■							
(13) プレハブ着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数・件数、床面積の合計)	●	●	●	●					
(14) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)	●	●	●	●		●			
(15) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)	●	●	●	●					●
(16) 着工新設住宅利用関係別、建築主別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●						
(17) 着工新設住宅利用関係別、資金別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●	●					
(18) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●						
(19) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●	●					
(20) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●	●					
(21) 着工新設住宅都市計画別、利用関係別、建築主別、建て方別 (戸数、床面積の合計、敷地の面積)	●	●							
(22) ツーバイフォー着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数・件数、床面積の合計)	●	●	●	●					
(23) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●	●		●			
(24) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別 (木造)、建て方別 (戸数、床面積の合計)	●	●	●	●					●
(25) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●	●					
(26) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別 (木造)、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)	●	●	●	●					

(3) 建築工事費調査

集計事項	構造別（木造・非木造）	工事費予定額階級別
(1) 工事実施床面積	○	○
(2) 工事実施額	○	○

- ・ 構造別（木造、非木造）及び工事費予定額階級別（1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上）に集計

# 建築物滅失統計調査要綱

平成20年11月26日

改正 令和 6年 12月 25日

## 一 目的、区分、事項、範囲、期日及び方法

### (一) 目的

建築物の滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### (二) 区 分

- 1 建築物除却統計調査（毎月間）
- 2 建築物災害統計調査（毎月間）

### (三) 事 項

#### 1 建築物除却統計調査

- (1) 除却予定期日
- (2) 除却場所
- (3) 構造
- (4) 建築物の用途
- (5) 住宅の戸数
- (6) 建築物の数
- (7) 床面積の合計
- (8) 建築物の評価額
- (9) 除却原因

#### 2 建築物災害統計調査

- (1) 被災市区町村名
- (2) 災害種別（火災、風水災、震災、その他の別）
- (3) 被害区分（全焼、全壊、全流失、半焼、半壊、半流失の別）
- (4) 建築物の数
- (5) 住宅の戸数
- (6) 床面積の合計
- (7) 構造
- (8) 建築物の用途
- (9) 火災件数
- (10) 建築物の損害見積額

### (四) 範 囲

- 1 建築物除却統計調査は、建築基準法第15条第1項の規定による建築物を除却しようとする旨の届出（以下「除却の届出」という。）に係る建築物について行う。
- 2 建築物災害統計調査は、建築基準法第15条第3項の規定による災害による滅失又は損壊の報告（以下「災害報告」という。）に係る建築物について行う。

(五) 期 日

- 1 建築物除却統計調査は、除却の届出を受理したときに行う。
- 2 建築物災害統計調査は、災害報告を受けたときに行う。

(六) 方 法

1 建築物除却統計調査

- (1) 都道府県知事は、除却の届出を受理したときに、建築物除却統計調査票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する。
- (2) 都道府県知事は、除却の届出に基づいて、建築物除却統計調査票を作成し、毎月分について翌月13日までに到達するよう国土交通大臣に送付する。

2 建築物災害統計調査

- (1) 都道府県知事は、災害報告を受けたときに、建築物災害統計調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する。
  - (2) 都道府県知事は、災害報告に基づいて、建築物災害統計調査票を作成し、毎月分について翌月13日までに到達するよう国土交通大臣に送付する。
- 3 調査票の様式及び送付の方法については、国土交通大臣が定めるところによる。

二 集計事項及び集計方法

(一) 集計事項

1 建築物除却統計調査

- (1) 除却建築物都道府県別、構造別、用途別（総数、非居住）（建築物の数、床面積、評価額）
- (2) 除却建築物都道府県別、構造別、用途別（居住）、除却原因別（戸数、建築物の数、床面積、評価額）  
(1) 及び(2)については都道府県別計表、都道府県別市部計表、都道府県別郡部計表、都市別計表を作成する。

2 建築物災害統計調査

- (1) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）（火災件数）
- (2) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）建築物の用途別（建築物の損害見積額）
- (3) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）建築物の用途別（総数、その他）、被害区分別（棟数、床面積）
- (4) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（計）建築物の用途別（居住）、被害区分別（棟数、床面積、戸数）
- (5) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（木造）（火災件数）
- (6) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（木造）建築物の用途別（建築物の損害見積額）
- (7) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別（木造）建築物の用途別（総数、その

他)、被害区分別(棟数、床面積)

(8) 災害建築物都道府県別、災害別、構造別(木造)建築物の用途別(居住)、被害区分別(棟数、床面積、戸数)

(1)、(2)、(3)および(4)については都道府県別計表、都道府県別市部計表、都道府県別郡部計表、(5)、(6)、(7)及び(8)については都市別計表を作成する。

## (二) 集計方法

1 建築物除却統計調査及び建築物災害統計調査については、中央集計とし、機械集計による。

2 国土交通大臣は、国の独立行政法人に委託する場合のほか、建築物除却統計調査及び建築物災害統計調査については、電子計算機への入力作業及び集計を他の者に委託することができる。

3 国土交通大臣は、電子計算機への入力作業又は集計を他の者に委託する場合においては、受託者に秘密を厳守させるために次の措置を採るものとする。

(1) 契約書には秘密保持に関する規定を設けること。

(2) 受託者からの誓約書の徴収その他調査等の秘密保持のための必要と認める措置を採ること。

## 三 結果の公表の方法及び期日

(一) 国土交通大臣は、二(一)の集計結果を翌々月末日までに公表する。

(二) 国土交通大臣は、二(一)の集計に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年9月末日までに公表する。

## 四 関係書類の保存責任者及び保存期間

### (一) 保存責任者

国土交通大臣

### (二) 保存期間

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1 調査票             | 2年 |
| 2 集計結果及び年次建築動態統計表 | 2年 |
| 3 電磁的記録で作成した1及び2  | 永年 |

# 建築動態統計調査票記入要領

## 一 建築着工統計調査票

### (一) 一般的注意事項

1. 建築物着工統計欄は、建築工事届から建築物（棟）ごとに記入し、その建築物（棟）が住宅又は住宅を含む場合は、住宅着工統計欄にも併せて記入する。なお、1棟中に利用関係の異なる住宅がある場合は利用関係ごとに記入する。（小番号参照）
2. 10㎡と記載されている建築工事届の提出があった場合には、10㎡を超えていると解釈し、10㎡と記入して構わない。
3. 調査事項で記入のない欄については空欄とし、記載しないこと。

### (二) 各欄の記入上の注意

#### 1. 着工年月等欄

- (1) 「着工予定期日」着工予定年月を記入する。
- (2) 「作成者氏名」本票を作成した者の氏名を記入する。

#### 2. 建築物着工統計欄

##### (1) 市区町村

総務省政策統括官（統計基準担当）において定める、統計に用いる「標準地域コード」から該当する都道府県市区町村番号を記入する。

- ① 新設の市については、最終番号の次に連続するものとする。
- ② 市町村合併等により消滅した市町村については、欠番として処理すること。

##### (2) 市区町村内一連番号

市区町村ごとに一連番号を記入する。

##### (3) 棟区分

- ① 1件の建築工事届について1棟のみの記載の場合は空欄とする。
- ② 1件の建築工事届について2棟以上の記載があるときは、棟の数に対応させた一連番号を記入する。なお、その中の1棟の中に利用関係の異なる住宅があるときの、一連番号は同一番号となる。
- ③ 1件の建築工事届について10棟以上の記載があるときも、10棟目以降の一連番号はそのまま記入する。

(例－１) 1件の建築工事届に 120 m<sup>2</sup>の住宅と 15 m<sup>2</sup>の物置の2棟の記載がある場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1		6		1	1	01	08010		1	3	120
2		6		1	1	01	08010		1	1	15
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1800	2		180	1	1	1	1	1	1	1	120
60	1			2		1	1	1	1	1	15

#### (4) 小番号

- ① 1棟の中に利用関係の異なる住宅が有るときのみ記入が必要となる。
- ② 1棟の中に利用関係の異なる住宅があるときは、住宅着工統計欄には利用関係ごとに記入し、小番号欄に一連番号を記入する。この場合「(5)建築主の種別」～「(21)建て方」については、下の行へは記入する必要はない。

(例－２) 550 m<sup>2</sup>の住宅1棟10戸を新築し、建築主がその内の1戸に居住し、残り9戸を貸家とする場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
	1	6		1	1	01	08030		4	10	550
	2										
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
6600	2		825	1	1	1	1	3	1	1	55
									2	9	495

#### (5) 建築主の種別

建築主は、建築工事届「(第二面) 2. 建築主 イ. 建築主の種別」から次の分類により、該当する番号を記入する。

番号	建築主	説明
1	国	国及び独立行政法人等
2	都道府県	都道府県及び関係機関(地方独立行政法人、住宅供給公社、道路公社等)
3	市区町村	市区町村及び関係機関(地方独立行政法人、住宅供給公社等)

4	会社	公社、市区町村組合等) 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに特別の法律に基づいて設立された法人で会社であるもの
5	会社でない団体	会社でない法人（森林組合、財団・社団法人、水害予防組合等）及び法人でない団体（学校後援会、防犯協会、その他法律によらない団体）
6	個人	個人及び個人事業主

(6) 資本の額又は出資の総額

建築主が「4. 会社」の場合のみ該当し、記入を要する。

会社の資本金等は、建築工事届「(第2面) 2. 建築主 ロ. 資本の額又は出資の総額」から次の分類により該当する番号を記入する。

1. 1,000 万円以下
2. 1,000 万円超～3,000 万円以下
3. 3,000 万円超～1 億円以下
4. 1 億円超～10 億円以下
5. 10 億円超

(7) 敷地の位置（都市計画）

都市計画は、建築工事届「(第二面) 3. 敷地の位置 ロ. 都市計画」から次の分類により該当する番号を記入する。

1. 市街化区域
2. 市街化調整区域
3. 区域区分非設定都市計画区域
4. 準都市計画区域
5. 都市計画区域及び準都市計画区域外

(8) 工事種別

工事種別は、建築工事届「(第二面) 4. 工事種別」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	工事種別	説明
1	新築	既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。
2	増築	既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。
3	改築	建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物が災害によって滅失した後、引き続いてこれらと用途、規模、構造の著しく異なるない建築物を建てる工事をいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築とする。

① 使用材料の新旧は問わない。

② 同一敷地内の建築物移転又は修繕若しくは変更等の工事は、調査の対象から除外される。

③ 増築及び改築を併せて同時に行う場合は、それぞれの床面積の合計の中の大きい方による。

(9) 建築物の用途（主要用途）

建築物の主要用途は、建築工事届「(第二面) 5. 主要用途」から1棟ごとに番号を記入する。

(9-2) 建築物の用途分類（用途区分）

建築物の用途区分は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ハ. 用途」から1棟ごとに番号を記入する。

(10) 多用途

(注) 「多用途」建築物とは「建築物用途分類 第一章 第3項 建築物用途分類の内容 1 用途分類」に定める建築物の用途区分のうち3種類以上の用途に供する建築物をいう。

建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ハ. 用途」欄中「多用途」に「レ」マークが入っている場合のみ「1」と記入し、それ以外は空欄とする。

(例-3) 6階建て 3,000 m<sup>2</sup>の建築物を次の3種類の用途（使途）に供する目的で建築する場合

1階	小売業用・日用品の販売を主たる目的とする店舗	1,250 m <sup>2</sup>
2階	小売業用・事務所	750 m <sup>2</sup>
3～6階	アパート	1,000 m <sup>2</sup>

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種類	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		4	2	1	1	16	08438	1	3	13	3000

(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
45000	6		1500	1	1	1	1	3	2	30	1000

2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名
08438	1250	08030	1000	08470	750		ビル新築工事

(11) 工事部分の構造

① 構造は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ニ. 工事部分の構造」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	構造		説明
1	木造	W	主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。）が木造のもの。（木造モルタル塗、土蔵造を含む。）また、枠組壁工法は木造のみに限られる。
2	鉄骨鉄筋コンクリート造	SRC	主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。（CFT構造も本分類に含む。）
3	鉄筋コンクリート造	RC	主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造。
4	鉄骨造	S	主要構造部が鋼材（炭素鋼若しくはステンレス鋼）又は鋳鉄で造られたもの。（鉄骨を耐火被覆してあるもの、軽量鉄骨造も本分類に含む。）
5	コンクリートブロック造	CB	鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。（外壁ブロック造も本分類に含む。）
6	その他	—	石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

② 柱と梁の構造が異なる場合は、柱の構造で分類を選択する。

③ 建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類する。

④ 建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ニ. 住宅の建築工法」が「(2) プレハブ工法」の場合、構造は次の3構造に限られる。

1 木造                      2 鉄筋コンクリート造                      3 鉄骨造

⑤ 建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ニ. 住宅の建築工法」が「(3) 枠組壁工法」(ツーバイフォー)の場合、構造は「1. 木造」に限られる。

#### (12) 工事の予定期間

工事の予定期間は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ホ. 工事の予定期間」から工事の予定期間を記入する。なお、1月に満たない短い工期は全て1月とし、15日以上端数の有る場合も、繰り上げて1月とする。

#### (13) 工事部分の床面積の合計

① 床面積の合計は建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ヘ. 工事部分の床面積の合計」から床面積を記入する。

② 床面積の合計とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号の定義によるものの合計をいう。

③ 記入にあたっては、平方メートル単位とし、単位未満を四捨五入して記入する。なお、10㎡と記載されている建築工事届の提出があった場合には、

10 m<sup>2</sup>を超えていると解釈し、10 m<sup>2</sup>と記入して構わない。

(14) 建築工事費予定額

- ① 工事費予定額は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 チ. 建築工事費予定額」から工事費予定額を記入する。
- ② 建築工事に要する予定額であって主体工事費及び建築設備（定義 建築基準法第2条第3号の定義によるもの）の工事費を合算したものである。
- ③ 調査票への記入にあたっては万円単位で記入し、桁間違いに注意すること。単位未満は四捨五入する。

(15) 新築工事の場合における階数

- ① 新築工事の場合における階数は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 リ. 新築工事の場合における地上の階数及びヌ. 新築工事の場合における地下の階数」から地上及び地下の階数を記入する。
- ② 階数とは建築基準法施行令第2条第1項第8号の定義によるものをいう。
- ③ 建築工事届「(第二面) 4. 工事種別」が「(1)新築」の場合における階数とする。
- ④ 地上の階数を地下の階数の欄に間違えて記入しないように注意する。

(16) 新築工事の場合における敷地面積

- ① 新築の場合における敷地面積は、「(第二面) 7. 新築工事の場合における敷地面積」から敷地面積を記入する。
- ② 敷地面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第1号の定義によるものをいう。
- ③ 調査の対象となるのは建築工事届「(第二面) 4. 工事種別」が「(1)新築」の場合であって、1件の建築工事届ごとに記入する。ただし、1件の建築工事届に複数棟の建築物の記載があるときは、最初に記入する建築物の欄に全体の敷地面積を記入し、2棟目以降は記入を省略する。
- ④ 記入にあたっては、平方メートル単位で記入し、単位未満は四捨五入する。

(例－4) 同一敷地内に農家の母屋 120 m<sup>2</sup>、納屋 100 m<sup>2</sup>、畜舎 70 m<sup>2</sup>の3棟を新築する場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1		6		1	1	01	08010		1	4	120
2		6		1	1	30	08640		4	3	100
3		6		1	1	30	08420		6	3	70

(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1800	2		290	1	1	1	1	1	1	1	120
400	2										
210	1										

### 3. 住宅着工統計欄

#### (17) 新設又はその他の別

工事別は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ロ. 新設又はその他の別」から次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	工 事 別	説 明
1	新 設	住宅（建築動態統計調査規則第2条第2項参照）の新築（旧敷地以外の敷地への移転を含む。）増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。
2	そ の 他	住宅の戸が新たに増加しない工事をいう。 *住宅の戸…(23)住宅の戸数②参照

① 「(17)新設又はその他の別」が「2. その他」の場合は、「(23)住宅の戸数」欄は空欄とする。

② 住宅附属建築物の場合は、「(17)新設又はその他の別」が「2. その他」であっても、「(8)工事種別」は「1. 新築」の選択を可能とする。

#### (18) 新設住宅の資金

① 新設住宅の資金は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ハ. 新設住宅の資金」から次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	新設住宅の資金	説 明
1	民間資金住宅	民間資金のみで建てた住宅で、公営、住宅金融支援機構、都市再生機構、公務員及び公社等以外の住宅。
2	公営住宅	公営住宅法に基づいて地方公共団体が国から補助を受けて建てた住宅、及び住宅地区改良法により建てた住宅。
3	住宅金融支援機構住宅	住宅金融支援機構から融資を受けて建てた住宅。（融資額の大小に関係なく一部でも住宅機構資金の融資を受けて建てた場合を含む。）
4	都市再生機構住宅	都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅。
5	そ の 他	国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。国が国家公務員のため又は都道府県若しくは市区町村等の地方公共団体がその地方公務員のために建てた住宅。独立行政法人等がその職員のために建てた住宅等及びその他の住宅。

② 調査の対象となるのは、「(17)新設又はその他の別」が「1. 新設」の場合のみであって、「2. その他」の場合は記入せず、空欄としなければならない。

(19) 住宅の建築工法

- ① 住宅の建築工法は、「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ニ. 住宅の建築工法」から次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	建築工法	説 明
1	在 来 工 法	プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいう。
2	プレハブ工法	住宅の主要構造部の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場においてこれらの部材により組立建築を行うことをいう。
3	枠組壁工法	ツーバイフォー工法住宅をいう。

- ② プレハブ工法は次の3構造に限られる。

- イ 木質系プレハブ
- ロ 鉄筋コンクリート系プレハブ
- ハ 鉄骨系プレハブ

- ③ 枠組壁工法の構造は木造に限られる。

(20) 住宅の種類

- 住宅の種類は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ホ. 住宅の種類」から次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	住宅の種類	説 明
1	専用住宅	専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないもの。
2	併用住宅	住宅内に店舗、事務所、工場及び作業場、診療所等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して1戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のもの。
3	その他の住宅	工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属して、これらと結合(1つの建築物(棟)又は棟続き)している住宅とする。ただし、併用住宅と判別し難い場合はその居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の5分の1未満のものをその他の住宅とする。

- ① 併用住宅の場合は、建築物用途分類(主要用途)は、10~24の番号を記入する。

- ② 併用住宅の建築主は個人が多いことから、住宅部分は持家となるケースが多く、その他の住宅の建築主は個人以外が多いことから、住宅部分は貸家や給与住宅となるケースが多い。

(例－ 5) 個人が専用住宅 1 棟 90 m<sup>2</sup>を新築する場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		6		1	1	01	08010		1	3	90
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
1720	2		135	1	1	1	1	1	1	1	90

(例－ 6) 個人が飲食サービス業用の店舗付の併用住宅 1 棟 150 m<sup>2</sup> (住宅部分が 100 m<sup>2</sup>) を新築する場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		6		1	1	19	08010		1	4	150
(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
3200	3		180	1	1	1	2	1	1	1	100
2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名				
08010	100	08450	50			1	B店新築工事				

(例－ 7) 会社が 5 階建ての建築物(棟) 2,500 m<sup>2</sup>で、1 階に日用品の販売を主たる目的とする店舗(卸売業、小売業用) (500 m<sup>2</sup>)、2 階以上を貸家 40 戸としたゲタバキ住宅を新築した場合。

\*ゲタバキ住宅とは、(ア)居住産業併用建築物の中で業務部分と居住部分の利用者が異なり、(イ)住宅の戸数は 2 戸以上、(ウ)共同住宅で、(エ)利用関係は貸家、給与住宅、分譲住宅のいずれか、(オ)業務部分と居住部分の機能を分離して考える建物をいう。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
		4	3	1	1	19	08030		3	15	2500

(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
37500	5		2000	1	1	1	1	3	2	40	2000

2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名
08030	2000	08438	500				Dマンション新築工事

(例－８) 1棟900㎡の中に旅館(750㎡)と自分が住むための居住部分(150㎡、その他の住宅)を新築した場合。

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種類	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置(都市計画)	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類(主要用途)	(9-2)建築物の用途分類(用途区分)	(10)多用途	(11)工事部分の構造	(12)工事の予定期間	(13)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
			6	1	1	19	08400		3	8	900

(14)建築工事費予定額[万円]	(15)新築の場合における階数(地上の階数)	(15)新築の場合における階数(地下の階数)	(16)新築工事の場合における敷地面積[平方メートル]	(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)建て方	(22)利用関係	(23)住宅の戸数[戸]	(24)工事部分の床面積の合計[平方メートル]
22800	3		1200	1	1	1	3	1	1	1	150

2種類以上の用途分類(用途区分)①	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積①	2種類以上の用途分類(用途区分)②	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積②	2種類以上の用途分類(用途区分)③	2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積③	消費税	物件名
08400	750	08010	150				D旅館新築工事

### (21) 建て方

建て方は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 へ. 住宅の建て方」から次の分類により該当する番号を記入する。

番号	建て方	説明
1	一戸建	一つの建物が1住宅であるもの。
2	長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
3	共同住宅	一つの建築物(1棟)内に2戸以上の住宅があつて、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共有するもの。

### (22) 利用関係

利用関係は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 ト. 利用関係」か

ら次の分類により該当する番号を記入する。

番 号	利用関係	説 明
1	持 家	建築主（個人）が自分で居住する目的で建築するもの。
2	貸 家	建築主が賃貸する目的で建築するもの。
3	給与住宅	会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。
4	分譲住宅	建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

(23) 住宅の戸数

- ① 住宅の戸数は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 チ. 住宅の戸数」から戸数を記入する。
- ② 住宅の戸とは、家計を営む者が、独立して居住できるように設備された1棟又は数棟の建築物、若しくは区画されたその一部をいう。
- ③ 1棟の中に利用関係の異なる住宅がある場合は、利用関係ごとに戸数をまとめて各行に記入する。（例－2参照）
- ④ 「(17)新設又はその他の別」が「2. その他」の場合は空欄とする。

(24) 工事部分の床面積の合計

- ① 「(20)住宅の種類」が「1. 専用住宅」の場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 リ. 工事部分の床面積の合計」欄の床面積を記入する。
- ② 「(20)住宅の種類」が「2. 併用住宅」の場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 リ. 工事部分の床面積の合計」欄の床面積を記入する。  
ただし、「(20)住宅の種類」が「2. 併用住宅」で居住部分と業務部分を明確に区分することができない場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築物着工統計欄「(13)工事部分の床面積の合計」と同じとする。
- ③ 「(20)住宅の種類」が「3. その他の住宅」の場合の「工事部分の床面積の合計」は、建築工事届「(第三面) 1. 住宅部分の概要 リ. 工事部分の床面積の合計」から床面積を記入する。
- ④ 居住産業併用建築物の場合において、ゲタバキ住宅の場合は居住部分のみの床面積を記入し、住宅の種類は専用住宅とする。（例－7参照）
- ⑤ 2棟以上が機能的に結合して併用住宅を構成する場合で、業務の用に供する棟が別棟になっているときは、これを除く。
- ⑥ 住宅附属建築物のように専用住宅に附属する物置、車庫等は住宅の一部として取扱うこととし、「(18)新設住宅の資金」及び「(23)住宅の戸数」以外の各欄は、一般の住宅と同じように記入する。
- ⑦ 記入にあたっては、平方メートル単位とし、単位未満は四捨五入する。

(注) 床面積の記入については、(20)住宅の種類の記事例（例－5～例－8）を参照。

(25) 建築を伴う除却住宅の戸数

- ① 建築を伴う除却住宅の戸数は、建築工事届「(第三面) 2. 除却建築物の概要 ホ. 住宅の戸数」から戸数を記入する。
- ② 建て替えのために、既存の住宅の全部あるいは一部を取り壊した場合の住宅の戸数を記入する。
- ③ 建築物着工統計の「(8)工事種別」が「3. 改築」でかつ、この建築物が住宅であるときは、必ず建築を伴う除却住宅の戸数欄に記入がある点に注意すること。

(26) 建築を伴う除却住宅の利用関係

- ① 建築を伴う除却住宅の利用関係は、建築工事届「(第三面) 2. 除却建築物の概要 ヘ. 住宅の利用関係」から利用関係を記入する。
- ② 記入もれに注意すること。

(27) 建築工事届受理番号

- ① 建築工事届を受理したときに付した一連番号等を記入する。
- ② この欄は、上の行と同一番号の場合は、番号の代わりに「//」でも良いし、ナンバーリング等を用いて記入しても差し支えない。

**4. その他（協力の要請）**

(1) 2種類以上の用途分類（用途区分）及び用途ごとの工事部分の床面積

2種類以上の用途分類（用途区分）及び2種類以上の用途ごとの工事部分の床面積は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ト. 用途ごとの工事部分の床面積」から、床面積が大きい順に用途区分及び床面積を記入する。

(2) 消費税

消費税は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 チ. 建築工事費予定額」欄中「消費税込み」に「レ」マークが入っている場合のみ「1」と記入し、それ以外は空欄とする。

(3) 物件名

物件名は、建築工事届「(第二面) 6. 一の建築物ごとの内容 ロ. 物件名」から記入する。

(三) 調査票の整理・提出

1. 調査票の作成は、建築工事届の受理を締切った日以後にまとめて作成するのではなく、数日ごとに区切って作成するなど計画的に作業を行い、別途定める必着期限までに提出できるようにすること。
2. 別記様式ー1の建築着工統計調査票目録を添えて提出すること。
3. 調査票を国土交通省に送付後、大幅な追加があった場合は、早急に国土交通省に連絡すること。

## 二 建築物除却統計調査票

### (一) 一般的注意事項

1. 建築物除却統計調査票は、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築物除却届及び建築工事届の（第三面）の 2. 除却建築物の概要欄（以下「建築物除却届等」という。）から必要事項を転記して作成する。
2. 除却予定期日が当月分の建築物除却届等から市区郡ごとに建築物除却統計調査票に記入する。
3. 10 m<sup>2</sup>と記載されている建築物除却届等の提出があった場合には、10 m<sup>2</sup>を超えていると解釈し、10 m<sup>2</sup>と記入して構わない。

### (二) 各欄の記入上の注意

#### 1. 調査番号等の欄

- (1) 調査番号 当月分について調査票ごとに都道府県内で一連番号を記入する。
- (2) 調査期日 本票の作成期月を記入する。
- (3) 作成者氏名 本票を作成した者の氏名を記入する。

#### 2. 調査事項欄

- (1) 調査年・調査月 除却予定年月を記入する。
- (2) 除却場所 都道府県及び市区郡名を記入する。コード番号は総務省政策統括官（統計基準担当）において定める統計に用いる「標準地域コード」から該当する番号を記入する。
- (3) 建築物の用途 建築物の用途は、除却届「(第二面) 4. 主要用途」から番号を記入する。分類にあたっては一敷地内の全建築物の総括用とすること。

- (4) 除却原因 除却原因については、該当する番号を記入する。

番号	除却原因	説 明
1	老朽して危険があるため	主要構造部が腐朽して構造上の耐力性を著しく欠いたため除却しようとする場合
2	そ の 他	「1」以外の理由。例えば道路の拡幅工事等によって除却しようとする場合

- (5) 構 造 構造については、該当する番号を記入する。

番号	構 造	説 明
1	木 造	主要構造部が木造のもの（木造モルタル塗及び土蔵造を含む。）

2	そ の 他	「1」以外のもの（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造等で木造以外のもの）
---	-------	------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 建築物の数

除却しようとする建築物の棟数を記入する。

(7) 住宅の戸数

除却しようとする建築物が居住専用建築物又は居住産業併用建築物の場合は、除却しようとする住宅の戸数を記入する（0の場合は、「0」と記入する）。

ただし、一部が除却された場合で、残りの部分に世帯が居住できる場合については戸数を「0」と記入する。

(8) 建築物の床面積の合計

除却しようとする建築物の床面積の合計を平方メートル単位（単位未満は四捨五入）で記入する。なお、10㎡と記載されている建築物除却届等の提出があった場合には、10㎡を超えていると解釈し、10㎡と記入して構わない。

(9) 建築物の評価額

除却しようとする建築物の評価額の合計を万円単位（単位未満は四捨五入）で記入する。

調査票へ記入する時、桁違いに注意すること。

### (三) 調査票の整理

調査票は別記様式－2の建築物滅失統計調査の目録を添えて提出すること。

### 三 建築物災害統計調査票

#### (一) 一般的注意事項

1. 建築物災害統計調査票は、建築基準法第 15 条第 3 項の規定によって市区町村長から都道府県知事になされる建築物災害報告書に基づいて作成する。
2. 本調査票は、被災市区郡別及び災害種別ごとに作成する。

#### (二) 各欄記入上の注意

##### 1. 調査番号等の欄

- (1) 調査番号 報告書の受理番号を記入する。
- (2) 作成期日 本票の作成期日を記入する。
- (3) 作成者氏名 本票を作成した者の氏名を記入する。

##### 2. 調査事項欄

- (1) 被災市区町村名 該当する都道府県名及び市区町村名を記入し、総務省政策統括官（統計基準担当）において定める、統計に用いる「標準地域コード」から該当する番号を記入する。
- (2) 災害種別 災害種別については、次の分類により該当する区分を「○」で囲むこと。

番 号	災害種別	説 明
1	火 災	自然火災を含む。
2	風 水 災	風災又は水災をいう。（同一時に生じた風及び雨による災害も本分類に入れる。）
3	震 災	地震によって発生した火災は震災とする。
	そ の 他	前項以外の災害であって、爆発、自然腐朽、山崩れによるもの等を含む。

- (3) 火災件数 発生した火災の件数を記入する。
- (4) 被害区分 被害区分については次の分類により該当する区分を「○」で囲むこと。

被害区分	被 害 程 度	被害の割合(%)
・全 焼 ・全 壊 ・全 流 失	大部分焼失、倒壊、又は流失して復旧しにくいもの	主要構造部について 100～50
・半 壊 ・半 焼 ・半 流 失	一部分焼失、倒壊若しくは流失し、又は被害が甚だしいが、大修理によって復旧するもの	主要構造部について 50～20 ※被害の割合が20%未満（部分焼等）の場合にも、

		10㎡を超える場合、当該被害区分欄に記入。
* この表において、被害の割合は、建築物の時価又は建築費等金額を基本として見積もった割合をいうものとする。		

(5) 建築物の数、住宅の戸数、床面積の合計

該当する建築物の数(棟数)、住宅の戸数及び床面積の合計を記入する。「7. 建築物の用途」が「居住」で住宅(附属建築物は含まない。)の場合は、建築物の棟数と下段の住宅の戸数を併記する。床面積の合計は平方メートル単位(単位未満は四捨五入)で記入する。なお、10㎡と記載されている建築物災害報告書の提出があった場合には、10㎡を超えていると解釈し、10㎡と記入して構わない。

(6) 構造

構造については、次の分類による。

番号	構造	説明
1	木造	主要構造部が木造のもの(木造モルタル塗、土蔵造を含む。)
2	その他	1以外のもの(鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造等で木造以外のもの)

(7) 建築物の用途

用途については、「建築物用途分類」を集約した次の分類による。

番号	用途	説明
1	居住	用途分類(主要用途)が01、02又は10から24までに該当するもの
2	その他	1以外の建築物

(8) 建築物の損害見積額

被害建築物の全部又はその一部について被災時の時価で見積もった金額を記入する。ただし、見積困難な場合は、被害部分を従前どおり復元するのに要する建築費を損害見積額とする。

記入にあたっては、万円単位(単位未満は四捨五入)で記入し、桁間違いに注意する。

(三) 建築物災害報告書の作成について

1. 建築物災害報告書の作成については、各欄記入上の注意の要領により市区町村を指導すること。

2. 報告書は災害種別ごとに1枚作成する。ただし、区がある市（特別区でない区のある市を含む。）においては、区ごとに作成報告するように指導する。

(四) 調査票の整理

調査票は別記様式－2の建築物滅失統計調査の目録を添えて提出すること。



## 建築物滅失統計調査票目録

年 月 分

都道 課  
府県

市区郡名	調 査 票 枚 数		市区郡名	調 査 票 枚 数	
	除 却	災 害		除 却	災 害
合 計					

# 建築動態統計調査に関する解釈

項 目 解 釈

## 一 一般的事項

- |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (一) 建築着工統計調査票の取扱いについては、<br>秘密を守らなければならない理由 | 建築着工統計調査票は、建築基準法第15条第1項に基づき建築主から届けられた「建築工事届」から必要事項を転記する方法により作成されます。建築着工統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき「基幹統計」として指定され、調査事項が承認されているので、当然のことながら統計法第3条、第41条、第43条（守秘義務）の適用を受けることとなります。なお、調査票に記入された調査事項に関して知り得た秘密を漏らした場合は、罰則の適用があります。                                                     |
| (二) 統計法に基づく報告の義務、立入検査等及び罰則について             | 建築着工統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、都道府県知事は報告する義務を負っていると同時に、調査対象者はこれを拒み、又は虚偽の報告をしてはなりません（統計法第13条）。また、国土交通大臣は、正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、その報告に関し資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができます（統計法第15条）。<br>なお、これらに違反し、報告を拒み、虚偽の報告等を行った場合、又は検査や質問を拒んだ場合には、罰則が課されます（統計法第61条）。 |

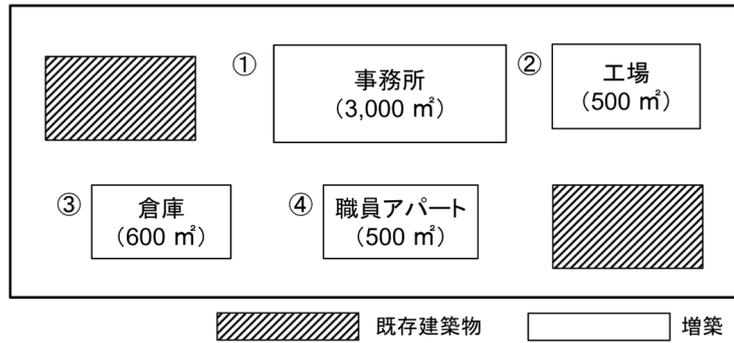
## 二 建築工事届（建築基準法施行規則第8条の別記第四十号様式）の記入について

- |                   |                                                                                                                |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (一) 建築工事届の提出について  | 建築基準法第15条第1項の規定は、10平方メートルを超える建築物を建築する場合は届出を義務づけております。 <u>10平方メートル以下の工事については届出の必要はなく、建築着工統計調査票への記入も必要ありません。</u> |
| (二) 確認番号及び年月日欄の記入 | 建築物の建築等に関する確認を受けた建築物の場合にのみ確認通知書に記入されてある確認番号及び年月日を転記します。                                                        |

	<p>しかし、建築基準法第18条第2項の通知に関する場合もこの欄へ適合通知の番号及び年月日を転記して下さい。</p>
(三) 工事届受理番号の記入	<p>工事届を受理した順序に従って、工事届欄外に一連番号を付すること。</p>
(四) 第三面2欄の記入	<p>建築物の全部あるいは一部を除却して引続いて同敷地内に建築の工事をしようとする場合の除却については、建築工事届第三面2欄に記入し、建築物除却届（建築基準法施行規則第8条の別記第四十一号様式）は提出しないで下さい。</p>
(五) 「移転」の建築工事届が出てきた場合、建築着工統計調査票の作成は必要か	<p>移転については、着工統計調査票は作成する必要はありません。</p>
(六) 建築確認申請を必要とする建築物の建築工事届の処理方法及び無申請建築物の取り扱いについて	<p>建築基準法第6条の建築確認申請を必要とする建築物で確認済みとなった場合は、建築基準法第15条第1項に基づく建築工事届が提出され、統計が作成されることとなりますが、無申請建築物が発見された場合、確認関係の行政措置とは別に速やかに建築工事届を提出させて下さい。なお、確認を要しない建築物で無届の違反があった場合でも前記と同様発見次第、速やかに建築工事届を提出させて下さい。</p>
(七) 複数建築物（棟）を建築する場合の記入方法	<p>各建築物（棟）別に用途及び構造を記入する。ただし、建築工事届のうち棟の記載欄は第二面にあり、その面には3棟の記載欄しかありませんので、4棟以上の建築物を建築する場合は、第二面を複数枚に記入することになります。</p>
(八) 工事費予定額の記入方法	<p>工事費予定額欄には建築工事費と設備工事費とを合わせた予定額を記入して下さい。なお、建築工事費の中には、建築のため必要な整地に要した費用は含みますが、<u>土地や借地権を買入する費用あるいは、敷地造成に要した費用は含みません。</u></p> <p>また、自己所有の材料を使用して建物を増築するような場合はそれを時価評価し建築工事費とします。</p>
(九) 階数	<p>屋上に機械室等がある場合、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入するか否か判断して下さい。階数に算入しない場合、当該部分の床面積は、工事部分の床面積の合計に算入しません。</p>

### 三 建築着工統計調査について

- |                                             |                                                                                                        |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (一) 届出後に工事届の内容に変更が生じた場合の処理                  | その月のうちに変更になったものは、建築着工統計調査票を訂正する。翌月以降（建築着工統計調査票は送付済）のときは、変更前のままとします。                                    |
| (二) 既存の建築物を用途変更する場合の調査票の作成について              | 既存の建築物の用途を変更する場合（例 住宅を店舗にする等床面積の増減のない内装工事）は調査の対象になりません。                                                |
| (三) <u>寮、合宿所又は寄宿舎等の建築物内に管理人等の住宅がある場合の記入</u> | <u>この場合の建築物欄の用途分類は、主要用途「02」とします。住宅欄には戸数1戸、住宅の種類は「専用住宅」で一戸建、床面積の合計は住宅部分のみ記入します。</u>                     |
| (四) <u>公営住宅の建築主と住宅の利用関係について</u>             | <u>公営住宅とは、「公営住宅法第2条第2項及び住宅地区改良法第2条第6項」に規定されている住宅をいいます。</u><br>なお、 <u>建築主は地方公共団体に限られます。利用関係は貸家のみです。</u> |
| (五) 渡り廊下等で2棟以上の建築物が結合している場合                 | それぞれ別棟と考え、渡り廊下等の床面積の合計は折半してそれぞれの建築物の床面積に加えます。                                                          |
| (六) 利用関係の「持家」について                           | <u>本調査での利用関係は、住宅の利用(使用)者を指しております。したがって建築主の種別が個人以外の場合は、持家になりません。</u>                                    |
| (七) 併用住宅について                                | 併用住宅とは、生活上必要な居住部分と業務部分が結合している住宅のことをいいます。                                                               |
| (八) 既存の建築物のある敷地内に数棟の建築物を増築する場合の用途分類         | 建築物の用途を判定する場合、「建築物用途分類」の「第一章 第4項 2建築物の用途の決定方法」に定められてあるとおりに判定して下さい。<br><br>(例) 自動車製造会社の構内に数棟建築物を増築する場合。 |



(8) 工事種別	(9) 建築物の用途分類 (主要用途)	(9-2) 建築物の用途分類 (用途区分)	
2	32	08470	←事務所
2	32	08340	←工場
2	32	08520	←倉庫
2	01	08030	←アパート

- 1 居住専用、居住産業併用、産業用の三大別して下さい。
- 2 三大別について主要用途、用途区分の順に判定して下さい。

(九) 既存の建築物のある敷地内に住宅を新たに建築する場合

既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事ですので、建築物の工事種別は「増築」、住宅の工事別は「新設」となります。

(十) 居住専用住宅の付属建築物の記入について

居住専用住宅付属建築物を建築するときに、工事種別は住宅と同時に建築する場合は「新築」と、既存の住宅のある敷地内に建築する場合は「増築」とし、住宅の工事種別は「その他」としてください。また、住宅の戸数欄は空欄として下さい。

(十一) 工事費予定額及び工事実施額の算出について

土地や借地権を買受けるために要した費用や敷地造成（山を切り開くとか、低地を埋めるとか）の費用は含まれないが、整地に要した費用を含みます。なお、庭園を造る費用等は含みませんが、建築設備工事費は（他の請負業者が設備工事を請負う場合も）必ず含めて記入して下さい。

#### 四 建築物除却届（建築基準法施行規則第8条の別記第四十一号様式）の記入について

(一) 除却届の作成

建築物除却届は主要用途及び構造別に届出を作成して

	下さい。
(二) 改築等引き続き建築物を建築する場合の届出	既存の建築物を全部あるいは一部を除却し、引き続き建築物を建築する場合、その <u>除却部分が10平方メートルを超える場合は届出が必要です。</u> この場合、建築物除却届ではなく、建築工事届の第三面に記入して下さい。
(三) 用途の分類	「建築物用途分類」の大分類によって分類します。なお、除却しようとするとき、建築物を使用していなかったときの分類は、使用していたときの分類によります。
(四) 除却の床面積	除却された部分の床面積の合計を記入して下さい。( <u>除却部分の床面積の合計が10㎡以内の場合は、届出の必要はありません。</u> )
(五) 除却の原因	除却原因は、建築物を除却する時点の原因を記入します。
(六) 戸数	戸数欄は用途が居住用の場合のみ除却された住宅の戸数を記入します。また、 <u>住宅一戸全部でなく、その一部が除却され、除却されなかった部分が戸として機能するときは戸数欄を「0」と記入して下さい。</u>

## 五 建築物災害報告書の記入について

(一) 受付年月日番号欄の記入について	都道府県の建築主管課にて市区町村より報告を受理したときの年月日及びこの報告書のみの一連番号を記入して下さい。
(二) 風水害があったとき全壊と全流失を生じたときの記入	全壊及び全流失を加算して記入して下さい。(半焼、半壊、半流失についても同様の解釈によります。)
(三) 実地調査による被害数と固定資産台帳等による照会	災害が生じたとき、正確を期すため原則として実地調査による被害数と固定資産台帳又は家屋台帳による照会等をして下さい。
(四) 建築物の用途の項中の建築物の数及び住宅の戸数の記入	居住の項の建築物の数及び住宅の戸数の欄については、上段に建築物の棟数、下段に住宅の戸数を構造別に記入して下さい。居住の項以外の建築物の用途の項については、建築物の棟数を記入して下さい。
(五) 被害区分の判定方法	被害区分は、被害の程度をもとに判定し、判定が困難な場合は「被害の割合」によって判定して下さい。
(六) 火災の際に延焼防止の目的で破壊した場合の災害種別について	延焼防止のために破壊した場合は除却ではなく災害として処理します。

## 六 建築物災害統計調査について

- |                         |                                                                                                                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (一) 災害種別欄中の「震災その他」の欄の記入 | 火災、風水災以外の災害、例えば震災、爆発又は地すべりがあった場合、この欄を使用します。                                                                                               |
| (二) 住宅の戸数について           | 半焼の場合、戸としての機能を失った戸数、すなわち、 <u>半分残ってはいるが住宅として世帯が居住するに耐えなくなった場合は戸数を記入します。半焼等で、残り半分で世帯が居住することができるものは戸数の減少として算定しません。したがって戸数欄へは「0」と記入して下さい。</u> |
| (三) その他                 | 災害がその月に皆無のときは、調査票を作成する必要はありませんが、 <u>目録に「災害なし」と記入し報告して下さい。</u>                                                                             |

# 建築物用途分類

	頁
第一章 建築物用途分類一般原則	67
第二章 分類項目表	71
大分類 A01. 居住専用住宅	76
大分類 A02. 居住専用準住宅	76
大分類 B01. 居住農林水産業併用建築物	76
大分類 B02. 居住鉱業,採石業,砂利採取業,建設業併用建築物	76
大分類 B03. 居住製造業併用建築物	76
大分類 B04. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	77
大分類 B05. 居住情報通信業併用建築物	77
大分類 B06. 居住運輸業併用建築物	77
大分類 B07. 居住卸売業,小売業併用建築物	77
大分類 B08. 居住金融業,保険業併用建築物	77
大分類 B09. 居住不動産業併用建築物	78
大分類 B10. 居住宿泊業,飲食サービス業併用建築物	78
大分類 B11. 居住教育,学習支援業併用建築物	78
大分類 B12. 居住医療,福祉併用建築物	78
大分類 B13. 居住その他のサービス業併用建築物	78
大分類 B14. 居住公務併用建築物	79
大分類 B15. 他に分類されない居住産業併用建築物	79
大分類 C01. 農林水産業用建築物	79
大分類 C02. 鉱業,採石業,砂利採取業,建設業用建築物	79
大分類 C03. 製造業用建築物	79
大分類 C04. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物	80
大分類 C05. 情報通信業用建築物	80
大分類 C06. 運輸業用建築物	80
大分類 C07. 卸売業,小売業用建築物	80
大分類 C08. 金融業,保険業用建築物	80
大分類 C09. 不動産業用建築物	81
大分類 C10. 宿泊業,飲食サービス業用建築物	81
大分類 C11. 教育,学習支援業用建築物	81
大分類 C12. 医療,福祉用建築物	81
大分類 C13. 居住その他のサービス業用建築物	81
大分類 C14. 公務併用建築物	82
大分類 C15. 他に分類されない建築物	82

# 建築物用途分類

## 第一章 建築物用途分類一般原則

### 第1項 建築物の定義

この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その他これらに類する施設をいう。

### 第2項 分類の構成

建築物用途分類は、建築物の用途及び用途により構成する。

建築物の用途については大分類（居住専用・居住産業併用・産業用分類）（以下単に「大分類」という。）及び建築物の用途区分を設ける。また、大分類及び建築物の用途区分から用途を区分する。

### 第3項 建築物用途分類の内容

#### 1 用途分類

この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。

建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。

用途分類の大分類として、32大分類を設ける。居住専用は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と準住宅（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の2区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ15区分する。

また、建築物の用途区分として72区分を設ける。

## 2 使途区分

産業用建築物について、7区分の使途を設ける。この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。

### ○ 事務所（使途区分 1）

机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。

### ○ 店舗（使途区分 2）

卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。

### ○ 工場及び作業場（使途区分 3）

物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。

### ○ 倉庫（使途区分 4）

物品を貯蔵又は保管する場所をいう。

### ○ 学校の校舎（使途区分 5）

教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。

### ○ 病院・診療所（使途区分 6）

医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。

### ○ その他（使途区分 9）

上記使途区分1から6以外の産業用建築物をいう。

## 第4項 分類適用上の原則

### 1 分類の適用単位

分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。

### 2 建築物の用途の決定方法

建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判断し、大分類（建築工事届の「主要用途」欄）を決定する。次いで建築物の用途区分（建築工事届の「用途」欄）を決定する。

- (1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判定するに当たっては、居住用として占有されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「大分類A1. 居住専用住宅」又は「大分類A2. 居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類B1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B15. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「大分類C1. 農林水産業用建築物」から「大分類C15. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。
- (2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類A1. 居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類A2. 居住専用準住宅」に分類する。
- (3) 「大分類B1. 居住農林水産業併用建築物」及び「大分類B15. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類C1. 農林水産業用建築物」から「大分類C15. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の居住産業併用及び産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類B11. 居住教育、学習支援業併用建築物」又は「大分類C11. 教育、学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類B12. 医療、

福祉用建築物」又は「大分類C12. 医療, 福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舍、寮等は、「大分類A2. 居住専用準住宅」に分類する。

ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。

一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。

(4) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、「大分類B03. 居住製造業併用建築物」又は「大分類C03. 製造業用建築物」に分類する。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、「大分類B13. 居住その他のサービス業併用建築物」又は「大分類C13. その他のサービス業用建築物」に分類する。

(5) 賃貸用建築物(貸家、貸ビルなど)は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、「大分類B09. 居住不動産業併用建築物」又は「大分類C09. 不動産業用建築物」に分類する。

### 3 建築物の用途の決定方法

大分類(建築工事届の「主要用途」欄)及び建築物の用途区分(建築工事届の「用途」欄)により、別添の一覧表の分類にしたがって用途を決定する。

## 第二章 分類項目表

### 1. 大分類項目

- A 0 1. 居住専用住宅
- A 0 2. 居住専用準住宅
  
- B 0 1. 居住農林水産業併用建築物
- B 0 2. 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物
- B 0 3. 居住製造業併用建築物
- B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物
- B 0 5. 居住情報通信業併用建築物
- B 0 6. 居住運輸業併用建築物
- B 0 7. 居住卸売業，小売業併用建築物
- B 0 8. 居住金融業，保険業併用建築物
- B 0 9. 居住不動産業併用建築物
- B 1 0. 居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物
- B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物
- B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物
- B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物
- B 1 4. 居住公務併用建築物
- B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物
  
- C 0 1. 農林水産業用建築物
- C 0 2. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物
- C 0 3. 製造業用建築物
- C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物
- C 0 5. 情報通信業用建築物
- C 0 6. 運輸業用建築物
- C 0 7. 卸売業，小売業用建築物
- C 0 8. 金融業，保険業用建築物
- C 0 9. 不動産業用建築物
- C 1 0. 宿泊業，飲食サービス業用建築物
- C 1 1. 教育，学習支援業用建築物
- C 1 2. 医療，福祉用建築物
- C 1 3. その他のサービス業用建築物
- C 1 4. 公務用建築物
- C 1 5. 他に分類されない建築物

## 2. 建築物の用途区分項目

- 08010 一戸建ての住宅
- 08020 長屋
- 08030 共同住宅
- 08040 寄宿舍
- 08050 下宿
- 08070 幼稚園
- 08080 小学校
- 08082 義務教育学校
- 08090 中学校、高等学校又は中等教育学校
- 08100 特別支援学校
- 08110 大学又は高等専門学校
- 08120 専修学校
- 08130 各種学校
- 08132 幼保連携型認定こども園
- 08140 図書館その他これに類するもの
- 08150 博物館その他これに類するもの
- 08152 美術館その他これに類するもの
- 08160 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
- 08180 保育所その他これに類するもの
- 08190 助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)
- 08192 助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)
- 08210 児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)
- 08220 児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)
- 08230 公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
- 08240 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
- 08250 診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
- 08260 病院
- 08270 巡査派出所
- 08280 公衆電話所
- 08290 郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
- 08300 地方公共団体の支庁又は支所
- 08310 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
- 08320 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が

指定する施設

- 08330 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
- 08340 工場（自動車修理工場を除く。）
- 08350 自動車修理工場
- 08360 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- 08370 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
- 08380 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
- 08390 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
- 08400 ホテル又は旅館
- 08410 自動車教習所
- 08420 畜舎
- 08430 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
- 08438 日用品の販売を主たる目的とする店舗
- 08440 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
- 08450 飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
- 08452 食堂又は喫茶店
- 08456 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 08458 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

- 08460 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
- 08470 事務所
- 08480 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- 08490 自動車車庫
- 08500 自転車駐車場
- 08510 倉庫業を営む倉庫
- 08520 倉庫業を営まない倉庫
- 08530 劇場、映画館又は演芸場
- 08540 観覧場
- 08550 公会堂又は集会場
- 08560 展示場
- 08570 料理店
- 08580 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
- 08590 ダンスホール
- 08600 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
- 08610 卸売市場
- 08620 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 08630 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- 08640 農業の生産資材の貯蔵に供するもの
- 08650 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの  
（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- 08990 その他

### 3. 使途区分項目

- 1 事務所
- 2 店舗
- 3 工場及び作業場
- 4 倉庫

- 5 学校の校舎
- 6 病院・診療所
- 9 その他

## 大分類 A01. 居住専用住宅

### 総 説

居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。

## 大分類 A02. 居住専用準住宅

### 総 説

居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。

## 大分類 B01. 居住農林水産業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B02. 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B03. 居住製造業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）

## 大分類 B04. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B05. 居住情報通信業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B06. 居住運輸業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B07. 居住卸売業，小売業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B08. 居住金融業，保険業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B09. 居住不動産業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。

## 大分類 B10. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B11. 居住教育, 学習支援業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「O. 教育, 学習支援業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B12. 居住医療, 福祉併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B13. 居住その他のサービス業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業, 郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、K. 不動産業, 物品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、

「L. 学術研究，専門・技術サービス業」、 「N. 生活関連サービス業，娯楽業」、 「Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B 1 4. 居住公務併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物

### 総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

## 大分類 C 0 1. 農林水産業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「A. 農業，林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C 0 2. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業，採石業，砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C 0 3. 製造業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の

中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）

## 大分類 C04. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C05. 情報通信業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C06. 運輸業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C07. 卸売業，小売業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C08. 金融業，保険業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C09. 不動産業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。

## 大分類 C10. 宿泊業, 飲食サービス業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C11. 教育, 学習支援業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「O. 教育, 学習支援業」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C12. 医療, 福祉用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C13. その他のサービス業用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業, 郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、K. 不動産業, 物品賃貸業のうち中分類「70. 物品賃貸業」、L. 学術研究, 専門・技術サービス業、N. 生活関連サービス業, 娯楽業、Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C 1 4 . 公務用建築物

### 総 説

日本標準産業分類の大分類「S . 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。

## 大分類 C 1 5 . 他に分類されない建築物

### 総 説

前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

建築物の用途区分 (建築工事届の「用途」欄)	記号	使途区分							備考
		事務所	店舗	工場及び 作業所	倉庫	学校の校 舎	病院・診 療所	その他	
一戸建ての住宅	08010								
長屋	08020								※建築工事届の「主要用途」欄が居住専用建築物、居住産業併用建築物の場合は使途を区分しない。
共同住宅	08030								
寄宿舎	08040								
下宿	08050								
幼稚園	08070					○			
小学校	08080					○			
義務教育学校	08082					○			
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090					○			
特別支援学校	08100					○			
大学又は高等専門学校	08110					○			
専修学校	08120					○			
各種学校	08130					○			
幼保連携型認定こども園	08132					○			
図書館その他これに類するもの	08140							○	
博物館その他これに類するもの	08150							○	
美術館その他これに類するもの	08152							○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160							○	
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170							○	
保育所その他これに類するもの	08180							○	
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190							○	
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192							○	
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210							○	
児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220							○	
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230							○	
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240						○		
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250						○		
病院	08260						○		
巡査派出所	08270	○							
公衆電話所	08280							○	
郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行方郵便の業務の用に供する施設	08290							○	
地方公共団体の支庁又は支所	08300	○							
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310							○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320							○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	○							
工場(自動車修理工場を除く。)	08340			○					
自動車修理工場	08350			○					
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360							○	
ボート場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370							○	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380					○		○	建築工事届の主要用途の区分が「教育、学習支援業」の場合は使途を「学校の校舎」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390							○	
ホテル又は旅館	08400							○	
自動車教習所	08410							○	
畜舎	08420							○	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430							○	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438		○						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440		○						
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450		○						
食堂又は喫茶店	08452		○						
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456		○					○	建築工事届の主要用途の区分が「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の場合は使途を「店舗」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	○							
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460		○						
事務所	08470	○							
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480							○	
自動車車庫	08490							○	
自転車駐車場	08500							○	
倉庫業を営む倉庫	08510				○				
倉庫業を営まない倉庫	08520				○				
劇場、映画館又は演芸場	08530							○	
観覧場	08540							○	
公会堂又は集会場	08550							○	
展示場	08560							○	
料理店	08570		○						
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08580		○						
ダンスホール	08590							○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600							○	
卸売市場	08610							○	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620							○	
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630							○	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640							○	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))	08650		○						
その他	08990							○	

〔参考〕

建築基準法令

# 建築基準法（抄）

昭和25年法律第201号  
改正令和6年法律第53号

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- 十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

### （建築主事）

第四条 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務その他のこの法律の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務（以下この条において「確認等事務」という。）をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

2 市町村（前項の市を除く。）は、その長の指揮監督の下に、確認等事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

3・4 （略）

5 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第一項又は第二項の規定によつて建築主事を置いた市町村（第九十七条の二を除き、以下「建築主事を置く市町村」という。）の区域外における確認等事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

6～9 （略）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2～9 （略）

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（前条第三項各号のいずれかに該当するも

のを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2～7 (略)

(建築物に関する完了検査)

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第七条の三第一項において同じ。）を申請しなければならない。

2～5 (略)

(届出及び統計)

第十五条 建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事等（大規模建築物を建築し、又は除却しようとする場合にあつては、建築主事）を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の建築物の建築又は除却が第一号の耐震改修又は第二号の建替えに該当する場合における同項の届出は、それぞれ、当該各号に規定する所管行政庁が都道府県知事であるときは直接当該都道府県知事に対し、市町村の長であるときは当該市町村の長を経由して行わなければならない。

一 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十七条第一項の規定により建築物の耐震改修（増築又は改築に限る。）の計画の認定を同法第二条第三項の所管行政庁に申請する場合の当該耐震改修

二 密集市街地整備法第四条第一項の規定により建替計画の認定を同項の所管行政庁に申請する場合の当該建替え

3 市町村の長は、当該市町村の区域内における建築物が火災、震災、水災、風災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合においては、都道府県知事に報告しなければならない。ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

4 都道府県知事は、前三項の規定による届出及び報告に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交通省令で定める期間保存しなければならない。

5 前各項の規定による届出、報告並びに建築統計の作成及び送付の手続は、国土交通省令で定める。

## 第六章 雑則

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの

二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4～7 (略)

## 第七章 罰則

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第十五条第一項の規定又は第八十七条第一項において読み替えて準用する第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

# 建築基準法施行令（抄）

昭和25年政令第338号  
改正令和5年政令第324号

## 第一章 総則

### 第一節 用語の定義等

(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、当該各号に定めるところによる。

一 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第四十二条第二項、第三項又は第五項の規定によつて道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。

二 建築面積 建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの（以下この号において「軒等」という。）で当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たもの（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、工場又は倉庫の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設ける軒等でその端と敷地境界線との間の敷地の部分に有効な空地が確保されていることその他の理由により安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等（以下この号において「特例軒等」という。）のうち当該中心線から突き出た距離が水平距離一メートル以上五メートル未満のものであるものを除く。）がある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線（建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、特例軒等のうち当該中心線から水平距離五メートル以上突き出たものにあつては、その端から水平距離五メートル以内で当該特例軒等の構造に応じて国土交通大臣が定める距離後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、当該建築物又はその部分の端から水平距離一メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

八 階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の八分の一以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなつている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によつて階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

## 建築基準法施行規則（抄）

昭和25年建設省令第40号

改正令和6年国交省令第89号

(建築工事届及び建築物除却届)

第八条 法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出及び同項の規定による建築物を除却しようとする旨の届出は、それぞれ別記第四十号様式及び別記第四十一号

様式による。

- 2 既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合には、建築物を建築しようとする旨の届出及び建築物を除却しようとする旨の届出は、前項の規定にかかわらず、合わせて別記第四十号様式による。
- 3 前二項の届出は、当該建築物の計画について法第六条第一項の規定により建築主事等の確認を受け、又は法第十八条第二項の規定により建築主事等に工事の計画を通知しなければならない場合においては、当該確認申請又は通知と同時に（法第六条の二第一項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく）行わなければならない。
- 4 法第十五条第二項の届出は、同項各号に規定する申請と同時に行わなければならないものとする。

建築基準法第15条第1項の規定による  
建築工事届  
(第一面)

年 月 日

知事 様

建築主

氏名			
郵便番号	-		
住所			
電話番号	-	-	

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名			
営業所名（建築士事務所名）			
郵便番号	-		
所在地			
電話番号	-	-	
担当者の氏名			
担当者の電話番号	-	-	

工事監理者

氏名			
営業所名（建築士事務所名）			
郵便番号	-		
所在地			
電話番号	-	-	

建築確認

確認済証番号	第	号
確認済証交付年月日	年	月 日
確認済証交付者		

除却工事施工者

氏名			
営業所名			
郵便番号	-		
所在地			
電話番号	-	-	
担当者の氏名			
担当者の電話番号	-	-	

※受付経由機関記載欄

## (第二面)

## 【1. 着工及び工事完了の予定期日】

イ. 着工予定期日	年	月	日
ロ. 工事完了予定期日	年	月	日

## 【2. 建築主】

イ. 建築主の種別	<input type="checkbox"/> (1)国	<input type="checkbox"/> (2)都道府県	<input type="checkbox"/> (3)市区町村
	<input type="checkbox"/> (4)会社	<input type="checkbox"/> (5)会社でない団体	<input type="checkbox"/> (6)個人
ロ. 資本の額又は出資の総額	<input type="checkbox"/> (1)1,000万円以下	<input type="checkbox"/> (2)1,000万円超～3,000万円以下	
	<input type="checkbox"/> (3)3,000万円超～1億円以下	<input type="checkbox"/> (4)1億円超～10億円以下	<input type="checkbox"/> (5)10億円超

## 【3. 敷地の位置】

イ. 地名地番	
ロ. 都市計画	<input type="checkbox"/> (1)市街化区域 <input type="checkbox"/> (2)市街化調整区域 <input type="checkbox"/> (3)区域区分非設定都市計画区域 <input type="checkbox"/> (4)準都市計画区域 <input type="checkbox"/> (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

## 【4. 工事種別】

 (1)新築  (2)増築  (3)改築  (4)移転

## 【5. 主要用途】

(注意欄に記載の記号を記入してください)

## 【6. 一の建築物ごとの内容】

イ. 番号				
ロ. 物件名				
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	<input type="checkbox"/> 多用途	<input type="checkbox"/> 多用途	<input type="checkbox"/> 多用途	
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)				
ホ. 工事の予定期間	月間	月間	月間	
ヘ. 工事部分の床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。)	① 用途		① 用途	
	床面積	m <sup>2</sup>	床面積	
	② 用途		② 用途	
	床面積	m <sup>2</sup>	床面積	
	③ 用途		③ 用途	
	床面積	m <sup>2</sup>	床面積	
チ. 建築工事費予定額	万円		万円	
	<input type="checkbox"/> 消費税込み		<input type="checkbox"/> 消費税込み	
リ. 新築工事の場合における地上の階数	階	階	階	
ヌ. 新築工事の場合における地下の階数	地下 階	地下 階	地下 階	

## 【7. 新築工事の場合における敷地面積】

 m<sup>2</sup>

## (第三面)

【 1. 住宅部分の概要】				
イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	<input type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家	<input type="checkbox"/> (2)貸家	<input type="checkbox"/> (3)給与住宅	<input type="checkbox"/> (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	<input type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家	<input type="checkbox"/> (2)貸家	<input type="checkbox"/> (3)給与住宅	<input type="checkbox"/> (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	<input type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家	<input type="checkbox"/> (2)貸家	<input type="checkbox"/> (3)給与住宅	<input type="checkbox"/> (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
【 2. 除却建築物の概要】				
イ. 主要用途	(注意欄に記載の記号を記入してください)			
ロ. 除却原因	<input type="checkbox"/> (1)老朽して危険があるため <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 構造	<input type="checkbox"/> (1)木造 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ニ. 建築物の数	棟			
ホ. 住宅の戸数	戸			
ヘ. 住宅の利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅			
ト. 建築物の床面積の合計	m <sup>2</sup>			
チ. 建築物の評価額	万円			

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してください。

2. 第一面関係

① 工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

① 2欄の「イ」及び「ロ」、3欄の「ロ」、4欄並びに6欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

② 2欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③ 2欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

④ 3欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。

⑥ 5欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

⑦ 5欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住 産業 併用	産業 専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37

不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

- ⑧ 6欄は、一の建築物（1棟）ごとに各列に記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舍	08040
下宿	08050

- ⑫ 6欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、2種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、一番大きい床面積の用途について記入し、3種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210

児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

⑬ 6欄の「ニ」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

⑭ 6欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。

⑮ 6欄の「ト」は、床面積が大きい順に3種類までの用途について、（注意）3. ⑫に準じて該当する記号を記入してください。

⑯ 6欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

#### 4. 第三面関係

① 1欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物（工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。）である場合に記入してください。当該建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。

② 2欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

③ 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

④ 1欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があって、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑥ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。

⑦ 1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

⑧ 1欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

- ⑨ 1 欄の「へ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
  - ⑩ 一件の建築工事で1欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
  - ⑪ 2欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、（注意）3. ⑥に準じて該当する記号を記入してください。
  - ⑫ 2欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、（注意）3. ⑦に準じて該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
  - ⑬ 2欄の「ロ」、「ハ」及び「へ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ※この届は国の統計調査において利用される場合があります。

第四十一号様式（第八条関係）（A 4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

（第一面）

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_ 知事 様

除却工事施工者

氏名		
営業所名		
郵便番号	-	
所在地		
電話番号	-	-
担当者の氏名		
担当者の電話番号	-	-

※受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 物件名】	
【2. 除却予定期日】	年 月 日
【3. 除却場所】	
【4. 主要用途】	(注意欄に記載の記号を 記入してください)
【5. 除却原因】	<input type="checkbox"/> (1)老朽して危険があるため <input type="checkbox"/> (2)その他
【6. 構造】	<input type="checkbox"/> (1)木造 <input type="checkbox"/> (2)その他
【7. 建築物の数】	棟
【8. 住宅の戸数】	戸
【9. 建築物の床面積の合計】	m <sup>2</sup>
【10. 建築物の評価額】	万円

(注意)

1. 第一面関係

- ① 担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。  
 ② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

- ① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。  
 ② 4 欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舍、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

- ③ 4 欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38

宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

- ④ 5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
 ⑤ 9欄及び10欄は、小数点以下の数値は四捨五入してください。